

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (15. 2 定)			
日 時	平成15年 7月 4日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時28分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、高橋副委員長、横田・上野・森井・菊地・吹田・成田 ・前田・武井・新谷・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済 ・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、吹田委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、佐々木茂委員が吹田委員に、古沢委員が菊地委員に交代いたしております。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

総務部長

去る6月24日の本会議で北野議員の再質問に対する答弁の一部訂正を、7月10日の本会議において市長から訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

福祉部長

2日の厚生所管の当委員会におきまして、生活保護患者等見舞金につきましては、今年度から廃止したいと考えておりましたが、説明不足や議会議論もありますことから、例年8月に支給していたものについては支給していきたいと考えております。

なお、社会福祉協議会、共同募金会とも協議が必要ですので、総括質疑の日に最終の答弁をしたいということでお答えしておりました件について、両団体と協議の結果、8月支給分につきましては、社会福祉協議会、共同募金会とも支出する旨の回答をいただきましたので、小樽市分と合わせて8月上旬に支給することといたしました。

なお、小樽市の財源につきましては、予備費を充てる予定であります。以上です。

新谷委員

今、報告がありました点について、一言述べさせていただきます。

福祉部長からの報告で、生保見舞金夏分が支給されるということで、これはよかったなと思いますけれども、地方自治体の役割というのは住民の福祉の増進にあります。財政健全化を理由に福祉の後退は認められないと思います。今後ぜひ後退のないように取り計らっていただきたいということを一言述べさせていただきます。

委員長

それでは、付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、自民党。

吹田委員

このたび初めて市議会議員として仕事をさせていただきます吹田友三郎でございます。

私は、福祉の充実を中心に、「市民一人一人が安心して暮らせるまちづくりを」ということで公約にしていまいりました。私は、初めてこの仕事をさせていただきますので、皆様にたいへんお世話になります。よろしくお願いいたします。

このたびの予算特別委員会では、厚生の部分で出席ということだったのですけれども、いろんな事情がございまして、この総括に出席させていただきました。これから皆様にご通知申し上げました質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私は、これから老人、身障者、また児童につきまして、福祉を中心に質問させていただきます。

老人福祉について

まず、老人の関係でございますけれども、小樽市は高齢者の人口比率がたいへん高く、さまざまな福祉ニーズが

要望されております。家族介護では、難しい施設への入所など、希望者の今後の動向及び在宅介護サービスの利用状況と今後の利用の動向、そのことによります介護保険事業の事業費、また介護保険料の第1号被保険者及び第2号被保険者の負担につきまして、今後どのようになっていくかということにつきまして質問したいと思います。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

介護保険法上の施設につきましては、特別養護老人ホームと老健施設、それと療養型施設の三つがございまして、市内の部分で言いますと、特養につきましては3施設、定員が300床、そして老健につきましては4施設で400、療養型は10施設で746となっております。それで、待機者につきましては、これらの施設からの報告によりますと、4月末現在で1,350名ほどの待機者がおりまして、そしてその77パーセントほどが特養というような形になってございます。ただ、これにつきましては、施設をダブルで申し込んでいる方だとか、そのような方がおります。小樽の場合につきましては、冬の積雪とか、坂道が多い、あと施設の介護・看護スタッフが充実している、このようなことから、施設サービスの利用希望が非常に大きいというような形になってございまして、この施設希望に対する利用につきましては急激な変化はないのではないかと、このようなことで考えてございます。

一方、在宅サービス利用者につきましては、訪問介護などを含めて、居宅サービスの利用者、利用回数ともに伸びておりまして、特に訪問介護につきましては、平成15年4月、前年度と比べますと20パーセント以上の伸びとなっております。年間の要介護認定者につきましては、小樽は700人程度毎年伸びておる状況がございまして、在宅サービスにつきましても今後とも伸びていくものと、このようなことで考えてございます。

それで、それに対する費用の部分なのですが、居宅サービスの給付費につきましては、平均14年度実績で見ますと1人当たり7万6,000円ほどになるわけですが、施設サービスにつきましては、特養が1人平均で29万5,000円と、そして老健が30万円、そして療養型施設が42万2,000円、このような金額になってございます。

先ほどもお答えしましたように、施設サービスの利用が多い、そして各サービス、居宅サービスの利用回数も増えてきていると、このような状況の中で、小樽市は特に給付単価が高い、そして利用者が多いことから、介護給付費を見ますと年々増加していく傾向がございまして、そのような中で給付費につきましては、国・道・市などの負担が50パーセント、そして第1号・第2号被保険者で50パーセント負担することになっております。第1号につきましては、そのうち18パーセント、そして第2号の者につきましては32パーセントになっておりますので、給付費がこのように伸びていきますと、この枠組みの変更がない限り、保険給付費が多くなればそれだけ保険料が上がっていく、このような形になるのかなと思っております。

吹田委員

今、聞きましたように、待機という感じの方がたいへん多いということでございましてけれども、施設入所の待機者解消の抜本的対策の取組の状況、また、それにかかわって、待っている方というのはご本人も含めて家族が自宅で一生懸命されているということでございまして、そういう面につきまして何か配慮的な部分、進めたい部分ということで聞きたいと思っております。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

小樽市は、先ほども言いましたように、施設利用の希望が強く、入所待機者も多いと。また、施設を持っている札幌に近いということで、利用も多い状況にあります。特に待機者も多くて、また入所ご希望の方につきましては、今年の4月に策定いたしました、平成15年度から19年度までの介護保険事業計画の中で施設整備を取り込んだサービス見込量を計画しており、今後、北海道などと整備計画に向けて調整することになっております。

また、昨年の8月に入所基準につきまして国の改正がございまして、入所につきましては、従来、受付順でしたけれども、この改正によりまして介護者の家族構成などの状況だとか、待機状況などの生活環境を考慮した優先度を判断して入所させることになってございまして、小樽の3施設につきましても、この4月から入所判定会議を行って入所を決定しているところでございます。各施設としては、申込みの状況が変わったら、申込みをされた方につ

きましては、その都度お話をしてくださいと、このような形で対応してございますし、また入所につきましても、問い合わせがあった場合は逐次説明することになっていると伺ってございます。また、入所判定記録につきましては施設で保存しまして、市民から求めがあった時点では公開するという事も聞いておりますので、徐々に申請された方にこのような制度の改正なりが浸透していく、そのような形になっていくのかなと考えてございます。

吹田委員

どちらにしましても、待っている方々というのは、なかなか内容がよくわからない部分がありますので、この辺につきましても今後ご配慮いただければと思います。

また、これからもっともっと増えるだろう、この在宅介護を受ける方々の家族、それを受けるご本人の在宅サービスの内容につきまして、よく知っておいていただくということが大事だと思っております、この辺につきまして、どのような形でそういうお知らせ的な部分を進めていращやるのかということは、どうですか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

介護保険制度を周知するという事は非常に大事な事だと考えてございまして、介護保険がスタートする以前の平成11年10月から本館1階の方に介護保険課の窓口を設置しまして、介護保険制度の手続など、市民の方からの相談を受けてきております。また、14年3月には、高齢福祉サービス事業者のガイドブックを作成いたしまして、その窓口へ備え付けて利用いただいております。また、新規の介護保険認定者につきましては、認定結果の通知をする際に、介護サービス事業者の一覧名簿、そのようなものを同封して周知を図ってございます。

さらには、これまで、はつらつ長寿シルバー情報を発行しまして、制度の周知などに努めてきてございますが、今年の4月に介護保険料の改定もあったことから、本年4月に「みんなで支え合う小樽の介護保険」という冊子をつくりまして、介護サービスの利用方法や制度の周知を図ったところでございます。

介護保険制度がスタートしてから3年を経過し、徐々に制度が浸透してきているとは感じておりますが、まだまだじゅうぶんといえない状況もございまして、今後ともいろいろな機会を通じまして制度の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

吹田委員

老人につきましては、たいへんこれからますます事業的なものも大きくなっていくと思いますので、より充実したものに進めていただけるようなことをお考えいただきたいと思います。

乳幼児障害者の福祉について

また、方向を変えまして、障害者の福祉のことなのですが、小樽はたいへん障害者につきましても一生懸命対応されておられるのはわかっております。ただ、今、10人に1人くらいは何かの形の障害を持っていると思われるというのが基本でございますので、そういう意味では障害者手帳を持っていращやる方、それから障害とまではいかないという感じの方とか、たくさんあるのですが、その中で乳幼児のそういう障害を持った方々、それに近い方々の小樽での状況はどのようになっているか。また、そういう方たちの家族に対して、小樽市としてどのように対応されているのかということにつきまして、お聞きしたいと思います。

（福祉）社会福祉課長

障害を持つ、特に乳幼児の現状と市の対応ということでございます。

まず、障害児の現状ということで、障害児の数を申し上げますと、今、委員からご指摘ございましたように障害者は増えております。身体障害者手帳を交付されている方は7月1日現在で7,111名というふうになっておりまして、お尋ねがございました乳幼児、6歳未満ということになりますと、そのうち18名が乳幼児ということになっております。それから、知的障害者の方は、療育手帳ということで道から交付されますけれども、現在850人いращいます。そのうち乳幼児、6歳未満は12名ということになってございます。

市の対応でございますけれども、乳幼児でございますので、ご家族の方が窓口にお越しになることがあるわけで

ございますが、その際、福祉部の福祉司という関係職員がおりまして、その職員を含めまして随時対応させていただいています。最近の状況といたしましては、例えばお子さんを通園施設に入れたいのだけれども、どういうやり方なのかとか、あるいは在宅サービスというのはどのような利用ができるのかとか、そういったお尋ね、ご相談が多いと思いますけれども、随時、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているところでございます。

（福祉）児童家庭課長

後段、お尋ねにございました家族や乳幼児に対する対応、配慮の関係なのですが、今、ご指摘のあります障害のあるお子さんや、あるいは経過観察という形で、いわゆるグレーゾーンというような言い方をするわけですが、そういった子どもさんあるいは保護者に対応する療育施設として、小樽市におきましては、私ども福祉部が所管しております「さくら学園」、もう一つは肢体不自由児の訓練室がございます。また、これは教育委員会の所管ですが、「幼児ことばの教室」というのも施設として設置をしております。こういった施設では、それぞれ保護者からのさまざまな相談や、また必要に応じて、その乳幼児の通園による療育指導等も行っているところであります。

吹田委員

小さなお子さんを持つお母さん方がたいへん不安がっている部分もありまして、小学校へ入るまでの間はどうかということ非常に考えてございますので、これからもこの辺のところにつきましては力を入れていただきたいなと思います。

児童福祉について

続きまして、児童の福祉のことでございますけれども、たいへん小樽は全国平均を大きく下回る特殊出生率ということでございまして、小樽市で福祉から、こういう問題につきまして解決できる斬新的な何かご提案はないかなと思ひまして、質問したいと思ひます。

（福祉）児童家庭課長

ご指摘のとおり、福祉対策は、小樽はもちろんですけれども、国を挙げての課題だろうというふうに考えております。国の段階でも、あるいは道段階、市町村段階でも、さまざまな施策が取り組まれておりますが、基本的には子どもを産みやすく、あるいは育てやすい環境をつくっていくということが、まず第一に必要なことだろうというふうに思っております。

ご指摘の斬新的な施策ということですが、私どもといたしましても、先ほど申しました国の施策あるいは他市での取組、また関係機関との連携も含めながら研究してまいりたいというふうに考えております。

吹田委員

今、厚生労働省は、福祉施設の運営主体を民間の方に移行して進めてはどうかというようなことを積極的に言っておりまして、これはやはり適正な運営費用という問題と、また福祉サービスの質的向上を目指してという感じで、この二つを挙げて進めておるのですけれども、こういう全国的な動きを見まして、小樽市ではこの辺の考え方、また今後のそういうものについての取組等何かございましたらと思ひまして、質問したいと思ひます。

（福祉）児童家庭課長

福祉施設の民間移行の関係ですが、ご承知のとおり私どもの児童福祉施設の保育所をはじめ療育施設につきましても、現状でもたいへん多くの民間の方々の運営している施設がございます。民間移行につきましては、それらの財政的な面もございまして、それぞれ民間の持っておりますノウハウや柔軟な運営形態、そういった部分で官が行う部分とは違う利点もあると考えております。今後、民間移行につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

吹田委員

現在、政府の総合規制改革会議とか、地方分権推進会議等で、地方交付税の取扱いについて検討が進められてお

ります。この中では、国の少子化対策の中核になっている保育施設については、国の関与や規制をなくし、地方にその責任を全面的にゆだねるという考え方が含まれております。このことにつきまして小樽市の方では、今後どのような取組を進めていったり、また場合によりましては、こちらでは地方が国に対して、こういうことをというようなものも含まれていますけれども、この辺につきましてお聞きしたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

地方分権に伴いまして、さまざまな事業の地方移譲というのが進んでいるというふうに思っております。ただ、その場合、財源確保、その事業に必要な財源と切り離して考えるわけにはいかないわけですし、例えば保育所で申し上げますと、ご承知のとおり、現状では国庫負担ということで保育所運営費の2分の1が国の負担になっているわけですが、今後の保育関係の地方移譲等につきましても、基本的にはこうした国の保育所の運営費補助等の確保ということについて、市町村としてはきちっとした取組をしていかなければならないというふうに考えております。

吹田委員

一つ、小樽市では財政状況がたいへんひっ迫している中ですが、やはり児童にかかわって保育所の保育料の保護者負担分は、基本的にはいわゆる国の徴収基準よりも、今現在、下回っておるんですね。そうでありまして、預ける方、いわゆる保護者の方々にとっては、もう少し預けやすいようにならないだろうかというようなご意見もけっこう出ておまして、この辺のこれからの保育所、なかなか見直しもあると思っておりますけれども、この辺につきまして市のお考えをお聞きしたいと思うのです。

（福祉）児童家庭課長

ご質問の小樽市の保育料の関係なのですが、現状の保育料は平成元年に改定をして以来、大きな改定はここ14年ぐらいしていないという状況になっております。ご指摘にありました国の基準との比較で申し上げますと、現状で40パーセントを超える軽減率、国と比べて40パーセントほど低い額での設定ということになっております。ご指摘の部分で、預けやすい保育料ということでのお尋ねでありますけれども、私どもといたしましても、この14年間経過を見ているということ踏まえれば、今後、道内の類似都市の状況等を見極めながら検討していかなければならないというふうに考えております。

吹田委員

最後なのですが、今、個々の対応という問題もあるのですが、保育料の滞納についてもやはり市のいろんな部分で影響されていると思っております。今、毎年滞納額があるのだということをお聞きしているのですが、最近の滞納額の毎年の新たに発生する部分の金額的な部分、また、この徴収方法等につきまして何かいい案をお持ちなのかどうかを含めまして、お聞きしたいと思います。

（福祉）社会福祉課長

保育料の最近の滞納額ということでございますけれども、認可保育所の部分かと思っておりますが、市立・私立合わせまして20ございますけれども、トータルで申し上げますと、平成12年度から14年度までの3か年の滞納額ということで申し上げますと、12年度は保育料が約2億900万円に対しまして、徴収できなかったと申しますが、滞納となったものが905万円です。それから13年度、同じく2億2,300万円が保育料でございますけれども、未納が877万円でございます。昨年度、14年度ですけれども、保育料2億3,200万円に対して、未納が1,085万円と、端数は省略いたしましたけれども、そのようになっております。3年平均いたしますと、保育料全体の約4パーセント前後が例年度、滞納ということになっております。

また、この徴収の対策でございますけれども、職員は当然ですけれども、滞納徴収員も配置しておまして徴収に当たっておりますけれども、納付意欲のない人には保育料のしくみをよく改めて説明して理解していただくとか、あるいは納付計画書というものをつくっていただきまして、そういったものをきちっと見ていただいて、判こも押

してもらってお互いに確認し合うとか、そういう地道な努力といいますか、そういったものも重ねて納付に結びつけるということでもあります。

また、実態といたしまして、滞納期間が長くなればなるほど、どの保育料も同じでしょうけれども、取りづらくなるというのが現実でございますので、滞納が発生した都度、連絡なり出向くということで努力をしております。毎週ということにはなりませんけれども、職員は土曜日、日曜日も訪問しまして徴収に努力しているという実態がありまして、効果が上がっているという部分もございますけれども、特効薬的なものは、なかなかないといった状況ですけれども、今後ともさらに努力をしていきたいというふうに思います。

吹田委員

基本的にそういった「福祉」という部分は、どうしても生産性が伴わない部分になりますので、やはりこういう財政がひっ迫している中では、どうしても後退するような感じも考えられますけれども、やはり小樽市民が一人一人が安心して、これからここへ住んでいけるというような安心感を与えるためにも、この部分につきましては充実がどうしても必要でないかなと思っております。

私の方は、そういうものに少しでも自分がかかわり、また委員さん方に一生懸命かかわっていただきたいと思っておりますので、私が総括にこんな質問をさせていただくのは、たいへん申しわけないと思いますけれども、お時間をいただきましたので、ここで質問を終わりますけれども、これからも福祉のことにつきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

前田委員

ホームページの問題について

6月27日、予特の最初の日に、総括で質問をしましたホームページの点について、まず確認とお尋ねということで、まず確認をさせていただきますけれども、ホームページを開設されておられる市職員は何人いたのか。また、問題とされるホームページを開設していた職員は特定されたのか、お聞かせください。

総務部次長

市の職員の中のホームページを開設している人数ということでもありますけれども、こういう時代でありますし、2,000人以上の職員がおります。私の知っている範囲だけでも、趣味だとか、家族でつくっていたりとか、民間のグループでつくっていたりとかする方がいらっしゃいますので、市全体では相当数いるのだろうというふうに考えてございます。ただ、数字は把握してございません。

先ほどの当初の質問にありました、ホームページを特定できたかというお話ですけれども、それについては特定し確認させていただきました。

前田委員

特定できたということではありますが、部署だとか、そういうものは発表すれば何か問題があるのですか、ないのですか。

総務部長

個人名とか部署についてはいろいろとありますので、ひとつ差し控えたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

前田委員

その点は了解します。

それで、この確認されたホームページ、確認されたということですがけれども、この文言、表現に問題はあったのかなかったのか、その内容を含めてお聞かせください。

総務部長

私、いろいろと確認させていただきましたけれども、どこがどこということではなくて、やっぱり全体的に配慮を欠いたといえますか、もう少し配慮をしていただいた記述があればよかったですのではないかとということで、そういうふうには認識しております。

前田委員

本人にはこのことを通知したのかということが一つと、通知したのであれば、どのような立場の方がどのような伝え方をしたのか。

助役

本人には、今、総務部長からお話ありましたように、公務員としてある程度誤解を招くような記述なり、そういうものについては配慮が必要だろうということで、私の方から本人を呼びまして注意をしたという経過でございます。

前田委員

注意したということでございますけれども、これ本人はどうですか。認識というか、自覚、このことの重大性というか、この辺についての印象はどうだったのですか。

助役

それについては、本人もじゅうぶんそういう自覚の下に今後対処していきたいといいますが、そういうこともあって、本人は、この7月1日からホームページについてはリニューアルをして、従来のものについては削除をされているということでございます。

前田委員

ということは、本人は反省していると、このように受け止めていいのですね。

助役

私はそのように受け止めています。

前田委員

今回のこの件については、口頭での注意で済ませたということで、これ以上のものはないのですね。

助役

私としては、これ以上のものはなくて、今後、本人の自覚を促したという形で処理をしたいというふうに思っています。

前田委員

職員が一丸となって、こういう市政全般の改革を担っていかなければならないという現下、再発防止を含め課題は何なのか、最後に市長のご所見をお聞きして、この問題を終わりたいと思います。

市長

ただいま職員の意識改革というお話ですけれども、これからの時代、職員の意識改革はもちろんですけれども、市民の人の意識改革も必要だというふうに思っております。

したがって、そういう観点で、これからいろんな場面でこういうことについては啓発も必要だと思いますし、市民の皆さん方に対しても、こういう場面でお話をしていきたい、こんなふうに思っています。

今のホームページの問題については、こういうITの時代ですから、いろんな使われ方をする方もたくさんいらっしゃると思いますが、それぞれ立場立場を考えて、やっぱり扱いについては慎重にやるべきだと、こういうふうに思いますし、特に今回の件については、たくさんの方がホームページを持っているようですから、市としても、扱い方については職員に対して一定の何らかの指示といえますか、じゅうぶん注意するようということについてはしていきたいと思っています。

前田委員

わかりました。よろしく願いをいたします。

ヒグマ防除隊の隊員確保と高齢化対策について

それでは、厚生のとくに質問しようと思った質問が先送りになりました。そういうことで、代表質問の中でも質問しております、ピクマとカラスの関係について少し深くお尋ねをしていきたいなと思います。

まず最初に、ヒグマの関係、私の質問の要旨は、今後のヒグマ防除隊の隊員確保と高齢化対策についてお聞きしたつもりでした。しかし、答弁書を拝見しますと、毎年実射訓練を浦臼町で実施しているうんぬんということで、なぜこのことが隊員増加と高齢化対策に結びつくのかなと、私にはどう読み返しても、逆さまから読んでも結びつかないので、結びつくように説明してください。

（市民）総合サービスセンター所長

ただいまのヒグマの隊員の確保ということですが、隊員につきましては構成メンバーでございます小樽猟友会の方にお願いをいたしまして、メンバーの協力をいただいて、そこで実施をしているところでございます。

それで、浦臼町での射撃訓練ということですが、射撃訓練は防除隊が発足して以来、毎年度行っておりまして、射撃訓練を実際に行うことによって、隊員相互の射撃に対する技術の向上、それから技術の継承、そのようなものが図られるということで、それぞれのメンバーが各メンバーとの交流などを通じまして、全体としての技術の継承というのが図られているということで、今後の対応を図っていけるものというふうに思っております。

前田委員

今ずっと耳を澄まして聞いていましたけれども、最後どうやって結びつけるのかなと考えていたのですけれども、隊員の増加と高齢化の対策には、ただいまの説明だけでは私は結びつかないのではないかなと思うのですけれども、それはいいです。これ以上このところは追及しませんけれども、私は結びつくつかないかということをお願いいたします。

それで、浦臼と出たのですけれども、これ2か所あるのですけれども、どちらへ行って、どんな内容の訓練をしているのか。それと参加人数、時間がないから予算についてもお願いします。

（市民）総合サービスセンター所長

2か所あるというのは申しわけございませんが、承知してございませんでしたが、行っておりますのは浦臼町射撃場という名前であったのではないかなというふうに覚えてございます。

それから、メンバーでございますけれども、昨年度、14年度で行ったメンバーがたしか7名だったと思います。そういう形で私どもの方のバスを用意しまして、それで全体で行って射撃訓練をしました。内容につきましては、防除隊が使っておりますゴム弾、花火弾という弾がございますが、これは特殊な弾でございます、俗に言う実弾と弾道その他が違いますので、射撃訓練をすることによって、それらをそれぞれの隊員がおのおのの体験として理解するというところでございます。

それから、費用につきましてでございますが、私ども、今、申しましたように、バスの部分と当日行かれる方の日当、これは通常の職員の半日当でございますけれども、これらを支給してございます。通常の出勤手当とは別の形でございます。

前田委員

一つは浦臼射撃場、私、前によく行ったのですけれども、これ2か所あるのですよね。浦臼射撃場というところはありますか。申し上げておきます。これはありません。それでどうのこうのとは僕言いませんので、よく調べておいて把握しておいた方がいいです。

それと、参加人数7名、これは7人の方に日当が出たということですか。

（市民）総合サービスセンター所長

これらの方々に日当を支給してございます。

前田委員

それで、隊員何名おられるのかということと、なぜ7名なのかということをお聞きします。

（市民）総合サービスセンター所長

現在、花火弾、ゴム弾を所持しておられる方、そのほかに、実際にそれらを以前撃ったことのある方、それらの方を含めまして7名ということでございます。それで、隊員でございますけれども、15年度4月1日に委嘱いたしましたのは24名でございます。

前田委員

24名の7名、全員がひとしく同じような経験をすればいいでしょうけれども、7名というのはいかがなものかということで、できれば毎年というか、1回にできないものであれば、数年かかってでもけっこうですから、一通り同じようなことをさせてはいかがなのかなということで提案をさせていただきます。

それと、あと今このことについては、答弁書の方にもたしか出ていたと思いますけれども、道の方で、道の2定で具体的な施策が示されるやに伺っております。これが示された場合、本市の対応について、施策を含めて何かお考えがあるのであれば、お聞かせください。

（市民）総合サービスセンター所長

その前にもう一つ、経費の面で訂正させていただきます。半日当のほかに射撃場の使用料も払ってございます。

それから、道の方の部分でございますけれども、今お話のように、2定において、担い手の育成事業ということで検討されているというふうにお聞きしてございます。詳細までは承知してございませんけれども、それらにつきまして明らかになりました段階で、それぞれの関係団体も含めまして、またどのような方法がとれるのかとれないのか、お話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

それともう一点は、私も昨年の4月でございますけれども、防除隊の隊員の研修会ということで実施した経緯がございます。それらにつきまして、隊員の方々の情報の提供といえますか、研修費も、それらも含めて実施しているところでございます。

前田委員

カラス捕獲について

時間がないから、カラスの方に移ります。ちょっとはしょります。

ここ数年の捕獲数、銃器と箱わなについてお聞かせください。また、これに伴う予算と支出、同額でないと思えますので、ちょっとお聞きします。

（環境）五十嵐主幹

ここ数年の捕獲数ということで、代表質問のときにも答弁申し上げておりますけれども、平成12年、銃器によるものが1,145羽、13年度は1,131羽、14年度は851羽、それから箱わなにつきましては13年度から実施しておりますが、13年度は543羽、それから14年度は1,199羽となっております。

（環境）管理課長

予算の関係でございますけれども、15年度予算の中ではトータルでは438万円ほどの額になってございまして、内訳といたしましては、駆除の関係が157万円、パトロールの巡回関係が197万円ほど、箱わなの管理の関係が67万円ほど、このほか事務費合わせましてトータル438万円ほどの額になってございます。

前田委員

これ今年のやつは聞きました。12、13、14、これはどうなのですか。

（環境）管理課長

手元に13年度と14年度の決算数値しかございませんで、この2年度ので申し上げますと、まず13年度の決算の関

係でございますけれども、駆除の関係が105万円ほど、それからパトロール巡回が179万円ほど、それから箱わなの管理が35万円ほど、このほか事務費入れましてトータル336万円ほどの額になってございます。14年度の決算の方でございますけれども、駆除の方が129万円ほど、パトロール巡回の関係が197万円ほど、それから箱わなの管理が84万円、これに事務費関係入れまして、決算といたしましては426万円ほどの額になってございます。

前田委員

わかりました。それで、箱わなの関係、平成13年度の実績が543、14年度の実績が1,199、倍増しておりますが、この原因について、お聞かせください。

（環境）五十嵐主幹

13年度と14年度の数値が約2倍ほどになっているということでございますけれども、13年度は1施設でございましたけれども、14年度にそれを1基増やして2基の箱わなで実施したということでございます。

前田委員

わかりました。

それで、本題の方の現物持参となった経緯、これをもう一度お聞かせください。

（環境）五十嵐主幹

従前、カラス1羽の捕獲の確認は、足を2本ということで、本体までは要求しておりませんでした。それで、今年の2月に猟友会の支部の方と協議いたしまして、鳥獣保護法も改正になりまして、散弾銃なんかの弾が入っているものを野山に放置するなというような状況になりまして、原則持ち帰るということにもなりましたので、適正処理ということになると、処分場で埋立てする方が適正処理という観点から、そのような形になったものでございます。

前田委員

それで、昨年度と今年度の4月から6月の実績、教えてください。

（環境）五十嵐主幹

平成14年度の4月232羽、5月124羽、6月35羽。平成15年4月10羽、それから5月64羽、6月32羽でございます。

前田委員

それで、これ言わんとすることは、数字が減っているのですよね。それで、減っている原因、理由というのは言わなくてもわかると思うのですが、そういったことで、これが現物持参が原因になっているのだと僕は思っているのです。

それと、どこへ持っていけばいいのかということなのです。それで答弁いただければ時間かかるので、私から言いますけれども、桃内の処理場に持っていけというのでしょうか。そうしたら、銭函で駆除した人、1羽、桃内まで持っていかなければならないのですよ、現物を。7月、8月、暑いからうんぬんと言っていますけれども、これ7月、8月も同じですけれども、日曜日に1羽とった、そこへ毎回持っていかなければならないのですよ。家庭の冷蔵庫に保管してはおかれませんか。本人はいいでしょうけれども、家族があけてみたらびっくりして卒倒しますよ。こういうことがあるから、現物ではいかなものかと僕は言っているのですよ。桃内の人が桃内に持っていくのなら問題ありませんよ。銭函の人が桃内までそのたびに持っていくのか。なかなかそういう点で無理な部分があるので考え直してもらえないかと言っているのが、私の代表質問の中の趣旨だったのです。そういったことで、今年は捕獲数が少ないというのも、そこに恐らく99パーセント原因があるのではないかなと僕は思っているのですけれども、ぜひ従前に戻していただきたいと思っていますけれども、いかがですか。

（環境）五十嵐主幹

私の方で従前に戻すということは言明できませんけれども、いずれにしましても猟友会小樽支部が受託者でございますので、どういう形になるか、今、答弁はできませんが、協議してまいりたいと思います。

前田委員

よく相談して改善してください。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党。

佐藤委員

職員の議員質問代筆について

初めに、市長に聞きたいのですけれども、新しく札幌に市長が誕生しました。上田市長が先日、「市議の議会質問を職員が作成するのは禁止します」と、こういうお話をしておりました。我が党も、私も16年間自分でやってきましたし、代筆なんかしたことはありませんし、こういうことに関して市長はどのように考えるでしょうか。

市長

議員さんが質問することを職員が書くなんていうことは、いかがなものかと思えます。

佐藤委員

書いたことある人とは聞きません。今までも書いたことはないと思います。これからまた、そういうことがないとも言えないので、可能性があるかもしれませんので、そういうときは職員としては適当でないと、こういうお話だと思えますが、それでよろしいですか。

市長

私も長いこと市役所において、そういう経験はありませんけれども、あるのはおかしいのではないかと思いますので、これは議員さんと職員の関係にもつながるかもしれませんけれども、職員にはよく話しておきます。

佐藤委員

この話はこれで終わります。

廃棄物処理について

環境部にお聞きしたいと思います。一般廃棄物の関係ですが、事業系の廃棄物を始めましたけれども、対象事業者数は何件あるのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

市内の事業所の総体の件数についてであります。全体で約8,300事業所となっております。

佐藤委員

現在、この契約をしている事業所数は何事業所でしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

契約件数についてであります。指定袋ということの内容でよろしかったでしょうか。

佐藤委員

両方合わせて。

（環境）廃棄物対策課長

今現在は、指定袋の件数しか持ち合わせていないのですが、指定袋の取扱件数でいきますと、1,315件の事業所が取扱いしております。

佐藤委員

従量契約もしていないのですか。100リットル未満が指定袋でしょう。

（環境）廃棄物対策課長

はい。

佐藤委員

それを超えると、いわゆる産廃業者との契約になるわけでしょう。その数というのとはとらえていないと。

（環境）廃棄物対策課長

100リットルを超える事業所の契約件数についてでありますけれども、今、手元に資料がないのですが、おおよその記憶ですけれども、約2,000件程度あるかと思います。

佐藤委員

これの周知徹底方法というのは、どのようになっているのでしょうか。両方合わせても、これ3,000件ちょっと、8,000件のうちの3分の1しかない。あとの3分の2の処置というのはどうしますか。

（環境）廃棄物対策課長

周知の方法といたしましては、平成12年7月の有料化実施の前に全事業所に有料化に関するチラシ、それから指定袋に関する内容も含めて、そういうものを全事業所に配布したところであります。あと、そのほかの周知といたしましては、組合等を通じた説明会に、その都度、それからあとリーフレットというのを作成しているのですけれども、そのリーフレットを作成した際には、同じように組合あるいは協議会等を通じて配布しているところであります。

佐藤委員

現実的にはなかなか周知されていないし、下手な事業所であれば家庭系ごみと一緒に出して廃棄するということが多いですし、業者の方も1袋何十円というような中で取りに行くといへん手間がかかりますから、だからどうしてもその方をおろそかにしてくると。従量でやる方は一生懸命頑張るのだけれども、袋でやる方はおろそかになってくると、こういう傾向があるのですけれども、これに対する対策はどうですか。

（環境）廃棄物対策課長

ご指摘のとおり、確かにそのような様子も見受けられますけれども、小規模事業者対象の100リットル未満の指定袋の制度については、やはり利便性を考えたときに、小さな事業所にとっては利用しやすい制度だとは思っております。

確かに、大規模事業所が直接許可業者と契約いたしまして収集する、その制度と指定袋の制度と若干差異はありますけれども、今後はそのような業者に対しては、市としても許可業者を通じての周知あるいは市民にも何らかの形で周知に努めたいと思っております。

佐藤委員

この件に関しては、やはり公平に扱わなければいけないので、片方からはお金を取る、片方は家庭ごみで捨てさせるなんていうことは許されないことなので、もう少し周知徹底していただきたいし、啓蒙運動も徹底していただきたいし、その辺のことも含めて強化していただきたいと思っております。事業系のごみの分け方ですけれども、突然3階でもごみが分かれまして、箱が9箱入っている。私はまだ初心者だから、どこに何入れていいかわからないのです。この9箱に分けなければいけないって、これほど細かく分けなければいけないものなのですか。

（環境）廃棄物対策課長

今年の4月までは事業系のプラスチックについては、すべて埋立てしていたというところであります。循環型社会を形成する上で、ごみの分別は第一歩でございます。そういう中、限りある資源を有効に利用するということになりますと、そのような細かい分別が必要になってきております。その分別については、こちらで集められたプラスチック関係、その他のものについて、処理する施設の、その受入れ態勢によって、そのような分別がされているところであります。

佐藤委員

それはわかるのです。わかるのだけれども、6種類ぐらにならないのかとか。あるいは家庭系のごみなんかも始まって、やっぱり9種類になるのでしょうか。この辺のことはどうでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

確かに市役所の例を見ますと、約10程度の分別になっておりますけれども、実際6分別にすることも可能です。ただし、許可業者、収集運搬をする業者に手渡しするときに、それなりの分別が必要というふうにはなりません。

それから、家庭系の分別の関係とのかかわりですが、家庭系については今回の事業系のプラスチックに関するような、10とかなるような分別にはならない、もっとわかりやすくシンプルな形で考えております。

佐藤委員

ちょっと安心しましたけれども、まとめでは、それで置いておきまして、直営と委託との割合です。現在、直営が半分、それから委託が半分ぐらいになっておりますけれども、この割合と地域区分について教えていただきたいと思えます。

（環境）工藤副参事

直営、いわゆる市の職員が直接収集するのは、妙見川から銭函方面、これについては収集車両は13台、それと業者に委託している部分については、妙見川から蘭島まで、これについては収集車両は10台、このようになっております。

佐藤委員

これは兼ねてからの課題ではあるのですけれども、直営の部分、これをどうするのかという議論が出ておりました。将来的には委託にした方がいいのではないかと、そのように思っているのですが、いかがでしょうか。

（環境）工藤副参事

10数年前までは直営の方も15台程度ありまして、その後、定年退職、その他業務の見直し等によりまして14台、さらには平成10年度からは現在の13台になっております。それで、確かに定年退職はございましたけれども、その後、平成12年には塩谷の旧伍助沢埋立処分場の廃止に伴いまして、ごみ収集部門におきましても若干の人数を受けざるをえなかったという面もありますし、さらに平成12年度においては、焼却場の廃止に伴いまして、これもまた若干の人数をごみ収集部門で受けざるをえなかった、こういうことでございます。

しかしながら、廃棄物事業所全体といたしましては、この5年間におきまして、業務の見直しその他におきまして、延べでもって10数名の人数は減少させております。したがって、今後は定年退職後の補充はないという前提の下に職員の数が減るわけでございますので、委託を大きな視野に入れまして検討していきたいと、このように思っております。

佐藤委員

そういうことだと、年齢的には今どうなのですかね。あとどのぐらいかかるというか。最高齢がどのぐらいで、最低、若年はどのぐらいですか。

（環境）工藤副参事

若干申し上げますと、現在59歳の職員の方は4名、58歳が2名、57歳が2名、56歳が5名、55歳が4名、さらには53歳が4名、52歳が2名、51歳が4名、50歳が1名、最低年齢の若い者は29歳が1名、30歳が3名、このようになっております。

佐藤委員

一つには、焼却場ができるときには、一つのポイントになるのかなという感じはしますけれども、29歳の方が退職するまでといったらかなりかかるので、ここにいる人方もだれもないし、私もいないですから、その辺の首にするというわけでなくて、職場替えができますから、そういう意味では後志の焼却場ができるということは一つのポイントになると思いますが、いかがですかね。

（環境）工藤副参事

確かに新しい焼却場の関係でいろいろと業務の方は変わってきますけれども、今後はいろいろな路線収集につい

ても、市民の方々からいろんな要望がございますので、そちらの方にもシフトをしていかざるをえないのかなというのも一つも手だてといたしますか、考えとしてあります。

佐藤委員

これはこのままで、この辺でよろしいと思います。

ごみの不法投棄について

あと不法投棄がどうも目立ちまして、私も何か所か環境部に言ってきれいにさせていただきました。その後また投棄されるということで、山の中へ入って行ってちょっと沢があると、その辺が大変な不法投棄の投げ場になっているのですね。だから、この辺のことを、今、パトロールカーもあるそうですけれども、現状どうですか。

（環境）管理課長

不法投棄の現状でございますけれども、やはり人目につかない山間部あるいは海岸線等に投棄される、こういうのが後を絶たない状況でございます。議員の方からおっしゃられましたとおり、私も監視パトロールの方をやってございますけれども、なかなか不法投棄が後を絶たないという状況でございます。

佐藤委員

特に電化製品なんか有料になってしまったら、投げるが多くなった。このごろは車まで投棄してあると。この車でさえも、なかなかこれ片づけるのは難しいという話なのですね。法律的に見てどうですか。こういう投棄した人に対する罰則というのはあるのですか。

（環境）管理課長

罰則の規定の関係でございますけれども、廃棄物処理法が13年の4月1日、改正されてございます。強化されたということでございまして、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金、さらに法人に対し1億円以下の加重罰ということで、たいへん重い罰則が規定されてございます。

佐藤委員

個人に適用された例はありますか。

（環境）管理課長

小樽市の例では、ございません。

佐藤委員

条例で制定することは可能かなと思うのですけれども、ポイ捨て条例もあるぐらいですから、小樽市の不法投棄に関する罰則を含めた条例というのは、考えることはできませんか。

環境部次長

今、管理課長が答弁いたしましたように、現在、既に不法投棄につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されております。刑罰を軽くするというは、まずできないだろうと。逆に重くするということになりますと、それなりの合理的な理由がなければできないわけですから、それだけの合理性があるかどうかということが問題になってくるわけです。今言うような不法投棄、電化製品あるいは車というお話がありましたけれども、これについてはまさに廃掃法の関係で刑罰規定がある。これをさらに厳しくしなければならないような地域的な事情というものがない限りは、かなり困難なことになるのではないかとこのように思います。

佐藤委員

なかなか法律は難しいからね。例えば不法投棄しているとわかったら、その辺に立て看板を立てて名前書き出すとか、それはできないか。

いずれにしても、パトロール強化するか、あるいは見つけたらすぐ処分するか。また、市民に周知して、こういう観光が重要なまちですから、まちの中あるいはまち外れでも、そういうものがないようにやっぱり教育していくと、この辺が大事だと思うので、そこもどうか重点的にやっていただきたい。これは要望して終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合。

武井委員

総括15分ということですから、協力してやります。

中国のコンテナ航路関係都市との国際交流について

一つは、去年の4定だと思いますが、中国とのコンテナ航路開設に伴って、関係都市と姉妹都市を提携したらどうかと、こういう提言を申し上げました。市長のご答弁では、相手が非常に大きな都市で、それらの点について非常に難しいけれども検討させてほしいと、こういう趣旨の答弁があったかと思います。確かに一方は1,000万だとか、そういう規模の都市ですから、15万の都市では大変だと思いますが、せめて食の文化、芸術の文化とか、こういうものを通じて交流なんかはできないか。また、もし上海や青島やこういう大きなまちでなくて、それらのまちの衛星都市との交流なんかも含めて考えてみてはどうかと思いますが、いかがですか。

（総務）秘書課長

確かに食文化や芸術文化を通じて交流を深めていくことは、国際交流の面からは大切なことと思います。それでは、どこが主体となって進めていくかということを考えた場合に、既に姉妹都市を提携しておりますナホトカ市、ダニーデン市とは、民間レベルでの経済交流などの下地があった中で姉妹都市提携を行っております。ほとんど交流がない都市との間で行政が主体となって文化交流などを進めることも一つの方法ではあるとは思いますが、これまで姉妹都市交流を行ってきた経験からは、やはり民間レベルでの文化交流なり経済交流が重要であると考えますので、民間での交流の進ちょくを見ながら検討してまいりたいと考えております。

武井委員

一度になかなか達成しようと思っても難しいと思います。市長も市民との共同作業もやりたいということですから、ぜひとも一步一步前進して行ってほしいと、これについては要望申し上げておきます。

俳句ポストと入選句の展示場所について

次の問題は、俳句ポストの問題ですけれども、現在は市内に何か所設置してあります。テレビでは、この間、松山の問題がこれも大きく取り上げられておりましたけれども、松山は50か所だそうですが、市内は何か所ですか。

（経済）観光振興室観光事業課長

俳句ポストでございますが、現在、小樽市内では6か所に設置しております。

武井委員

これは当初から6か所ですか。これ相当減ったのではないですか。いかがですか。

（経済）観光振興室観光事業課長

当初は、今、正確には把握しておりませんが、10か所ほどあったかと思いますが、それがこの何年間かの中で、利用率を見て設置場所を検討した中で、現在の6か所になったところでございます。

武井委員

10か所、それ誤りでないですか。そんなものではないと思いますよ。これももう少し真剣に調べていただきたい。

そうしますと、今までのを見ますと、だいたい1万句から3万句ぐらいあるわけですけれども、1年に特選はいったい何句ぐらい入っていますか。

（経済）観光振興室観光事業課長

俳句ポストの特選句でございますが、夏・秋と冬・春ということで、二季節ずつ分けておりまして、それぞれ6句ずつ特選句を選出しております。

武井委員

それは今、市民向けには、どう周知、発表をしておりますか。

（経済）観光振興室観光事業課長

公表の方法でございますが、一つは小樽文学館あるいは運河プラザ、そして南小樽駅の橋脚下、こういった場所に掲出をしております。さらに、これは最近のことでございますが、小樽の観光情報誌として「きらっと小樽」という情報誌を発行いたしました。その中でも公表をしております。これは年2回の発行です。さらに市のホームページの中で観光俳句の特選句の公表をしております。

武井委員

そういう公表と申しますか、そのほかに全国大会なども開いているようですが、これは非常にいいことなのですが、ただその発表をしております、今、ご答弁にもありました、この南小樽駅構内にあります市道の橋脚を利用した壁画、それを両側に挟んでご丁寧な発表をしております。列車に乗っている人も、これは札幌の車掌からも連絡がありまして、乗客が非常に関心を持っていらっしゃる。ところが、何の俳句なのかわからないという注文がありまして、私、理事者の方をお願いして、あそこにこれは俳句ポストの入選句だというふうにわざわざ書いてもらいました。それぐらいに乗客も非常に関心を持っていらっしゃる、あら九州から来ているとか、あら沖縄から来ているとか、そういう意味では市内の人たちも非常にびっくりしているようでございます。

ところが、今、まず目に飛び込んでくるあの壁画が非常に汚れているのです。これ2回かきかえたわけですけれども、汚れています。せっかくかいてくれた方もお亡くなりになりました。したがって、これ何とか、せめてあれぐらいに汚いのであれば、すばらしい俳句も、もうどうしようもなくなってしまうと思うのです。ですから、何とかきれいにする方法、せめて洗ってもらうとか、何かそういう方法はできないのですか。いかがですか。

（経済）観光振興室観光事業課長

ご指摘の南小樽駅の、これは壁画の件だと思いますが、これは平成5年に南小樽地区の団体の方が企画をされて、議員もご指摘のとおり、画家の無償協力という形で実現した壁画でございます。この景観を損ねているという件につきましては、今年の1月に市民の方から私どもの方に苦情が寄せられておりまして、この間、どういった方策で今の修復なり改善ができるかということで、関係部署とも打ち合わせというか協議をしてきたところなのですが、議員もおっしゃっておられたとおり、これまで2回かきかえてこられた画家の方がお亡くなりになられて、その後、あの大きな規模の壁画をかくことができる技能を持たれた画家という方を、私どもの中では承知をしております。どういった方法だということになりまして、あそこに同じように絵をかく画家の方も見当たらないという経過の中では、私どもも放置をしていいというふうには思っておりませんが、何ともこれからどうしたものかということでは頭を悩ませているというところでありまして、これにつきましては、実現した当初、民間の団体が知恵を出されて、なおかつ民間の方、画家が無償協力という形で実現したという経緯を考えますと、行政が単独であそこの措置をするということよりも、また、民間の方からも知恵あるいはお力をおかりする中で、どういった方策、対応が観光客にとっても市民にとっても望ましいのか、関係部局を交えて、この点でまた、できるだけ早いうちの実現を目指しまして努力してまいりたいと思います。

武井委員

画家の方々がいらっしゃらないということ、私もこれ平成5年に立ち上がって、今15年ですからだいたい10年に、今まで2回かきかえていますから5年ぐらいのスパンでかきかえているわけですが、もしボランティアの方々に、これをかきかえますという、かきかえさせてくださいということが出た場合に、これの材料費、ペンキ代ですね、それから、あそこは背が高いので足場が必要なのですが、それらの経費は面倒見てもらえますか、いかがですか。

（経済）観光振興室観光事業課長

経費の面につきましては、当然予算計上しておりませんものから、その経費がどの程度になるのか、それも先ほど申し上げましたとおり、民間の方からの修理なり期待できるものなのかどうか、そういったことも含めて私

どもの方もできるだけ今の状態を改善するような方向で考えていきたいと思っております。

武井委員

いや、私も、それは財政が厳しいことはじゅうぶん存じ上げて言っているわけですが、せっかくのものが逆効果になってはいけません。ですから、私も今それらの画家の方々から二、三もう声に来ておるのは事実です。ですから、せめてこれは経費といっても、ペンキ代が何ぼかかったって何百万円もするわけはありません。あるいは足場をつくったところで、まあ知れたものだと思います。ですから、そういう意味では、ひとつ前向きにこの問題に取り組んで、「観光小樽」の名に恥じないような対策を講じてほしいと思いますが、課長、いかがですか。

（経済）観光振興室観光事業課長

繰り返しになりますが、私どもも現状のままでよしとしているつもりはございませんので、議員がおっしゃってられるように、観光の一助ということになる方向で、修復についてもできるだけ早いうちに整備するよう努力してまいりたいと思っています。

武井委員

ぜひそういう方向で、前向きな姿勢をひとつお願いしたいと思います。

町の区画について

次に、議案第12号関連なのですが、今、議案第12号で新たに生じた土地を祝津3丁目に編入する旨の議案が第11号、第12号に出ております。

私は、このことには直接関係ないのですけれども、市外から小樽へ来た人は口をそろえて「小樽のまちはわかりづらい」と。どうも何々町といったって、どこを歩いていいかわからないという、こういう町の区分が、今、祝津の3丁目、新しい土地が編入されるわけですけれども、町と町の区別がわからない。確かに札幌は何条何丁目なので、すぐわかるわけですが。

そこで、この小樽市も、これからは一朝一夕にはできないと思いますけれども、道路を中心にして何々町、何々町と分けるとか、そういうふうに飛び地などは整理しながら、わかりやすい町名の線引きができないものかどうかと思っているのですが、いかがですか。

（市民）戸籍住民課長

委員がおっしゃっている意味は、どこがどこかということではなく、小樽市全体のことでないかというふうに解釈しております。

ご存じのとおり、小樽市の場合は、港を中心に古くから自然発生的に市街地が形成されてきたものですから、その市街地の形成に伴って、いわゆる河川ですとか道路、線路、こういったものによってまちが区画されておりました、それぞれの町名がつけられてきたという経過があることはご存じのとおりかと思えます。それで、昭和37年に制定されました住居表示に関する法律というものによりまして、できるだけ従来の名称に準拠するような形で町名をつけなさいということをございまして、それに準じて町名がつけられているわけでありまして、その結果、その地域の方にとっては非常に親しんだ町名であって、不便さも何も感じないで、逆に親しみを感じているというようなところもあるでしょうけれども、議員おっしゃいましたように、特に市外から来られた方、こういった方にとっては逆にわかりづらいということがあるのかもしれないと思えます。

ただ、これを変えるとなりますと、特に事業を営んでいる方にとっては非常に大きな負担を伴うということもありまして、短期的には変えるということはなかなか難しいところがございますけれども、ご指摘の趣旨も理解できますので、新たな住居表示とか、それから町名の変更、こういった際は、なるべくわかりやすい町名、わかりやすい町区域の線引きというようなことも考慮に入れてまいりたいというふうに考えてございます。

武井委員

ぜひとも、どなたが来ても非常にわかりやすいという、私は札幌のように何条何丁目にできれば一番いいのです

が、そんなことは望んでいません。せめて道路が曲がっていたら曲がっていたなりにでもけっこうなのです。それを、その右が何々町、左は何々町、こういうふうに、あるいは飛び地はできるだけ直していく、これには相当の時間がかかると思いますが、私はゆっくり機会を見ながら直していくと、こういうような方向で、今、課長さんおっしゃったような方法でひとつやってほしいと、こういうように要望いたしておきます。よろしいですね。

パークゴルフ場について

最後の問題です。これは今まで一方的なことで聞いてきたパークゴルフの問題です。私の提起は、長橋1丁目の篤志家から寄付してもらった土地はどうだと。それがだめなら、と場の土地はどうだと、こういうふうに聞いてきました。その長橋1丁目の2,200平方メートルのところは、教育委員会の方では、地形上、土地柄どうもうまくないと、道路の問題があると、こういうことでございますので、それはわかりました。

しかし、その篤志家の土地については、きちっとした整備をしてほしいと。今、佐藤委員も言いましたが、ごみの問題も、あそこせっかくそういうふうにして寄付された土地が、単車などが2台も投げられているとか、こういうふうにごみが投げられているようになっていきます。これについては、先般、昨日のところでお尋ねしまして、今後の整備方についてお約束していただきましたから、これはこれでいいのです。

残ったのは、と場の跡地の方なのです。これは社会教育の方では、西部地区の候補地として検討させてほしい、こういうご答弁でございますが、これは社会教育のご答弁をいただきました。ところが、この土地が、果たして社会教育がやるといっても、ぼんと出せる土地なのかどうなのかというのがまだわかりません。これは今調べましたら、普通財産になっています。したがって、管財の方に聞きたいのですけれども、この土地は今よそに貸してあるとかというような条件がついていますか、それとも社会教育の方でそういうふうにご利用させてほしいといたら、ぼんと出せますか、ご答弁ください。

（財政）契約管財課長

このと場跡地につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、普通財産として食肉センターが廃止された後、契約管財課で管理しておりまして、この土地につきましては、現在、冬につきましては市の雪捨て場ということで使っております。また、ゲートボールなどで使用するというので、平成2年から地元の松山町会に貸し付けている状況であります。

それで、すぐ使用は可能なのかと、手をつけられるのかということなのですが、現在のところ敷地はそのように使用させておりますので、うちの部としましては、市として、そういうような利用計画が具体的に決まるような段階になったときには、市の関係部だとか、そういうような貸付けの相手先と協議をしていかなければならないと、このように考えています。

武井委員

幸いにも、ここに教育委員会もいらっしゃいますから、社会教育部長にお聞きしますけれども、今、管財の方ではこう言っているのですが、今後、候補地として検討する段階で、ぜひとも管財の方とじゅうぶん論議して、今、松山町に貸してあるといいますが、松山町のゲートボールをやっていた方が病気で倒れてほとんど使っていません。こういうような状況になっていることもありますので、ひとつ管財の方ともよく相談をして、候補地としてのご検討のほど重ねてお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

社会教育部長

この前のときも答弁申し上げましたように、西部地区にと場の跡地も含めて市有財産の土地がないかどうか、いろいろ検討したいと思っています。そんなわけで、パークゴルフ場の立地の問題だとか、駐車場の問題だとか、それに、バス停はどうなっているとか、そういった多面的な検討をしたいと思っています。そういう中で進めたときに、今、管財でお話したようなことについても、検討をしつつ工夫していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

武井委員

余市町でも実際三つも四つもあるのですよね。全部無料で使わせています。ですから、小樽もそれに対して、まだまだ私は少ないと思っています。ですから、ぜひとも西部地区にも何とか設置方をひとつ要請をして終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党。

菊地委員

河川の汚染について

一般質問でも取り上げました河川の汚染についてお尋ねしたいと思います。

実は、あの後、恩根内川の河川敷の一带の地域に足を運びまして、あの辺から土砂の流出の問題も含めて、恩根内川の汚染に影響が大きいのではないかと思われるような沢の状況など、さまざま写真も撮ってきまして、関係部署の方々にもそれを見ていただきまして、その対応をお願いしてきたところなのですが、その対応の経過について、それぞれお知らせしていただければと思います。

（土木）用地課長

私の方から、代表してお話しさせていただきますけれども、その前に議員の方からご指摘がございまして、7月1日に関係部合同でパトロールさせてございます。状況としましては、河川に相当数のごみが落ちていた、それから一部事業者のところの資機材の管理の問題、若干のことがございましたけれども、大型ごみという問題がございまして、その後、早速私ども周辺部、それと周辺の事業者に対しまして、明らかに事業者のものと思われるものについてのごみの処理ということで、これについても対応を迅速に完了したところでございます。

菊地委員

本当にご足労ありがとうございました。実は、市民の方からも早速の対応について、喜びの電話も来ていたところなのです。それで、せっかくきれいに整備されたのですから、引き続きこの状態を温存させるために、今後の対策として考えていることがありましたら教えてください。

（土木）用地課長

今後の維持管理の問題でございますけれども、一つは河川管理者としましては、パトロールをする中で、その川だけでございせんけれども、市内の川についても、ごみ、不法投棄、それから河川の構造の崩れだとか、そういったものがないかどうかパトロールを強化していきたいと思っていますし、我々も限界がございまして、町会を含めた地域の皆さんからの情報も積極的に受けていきたいなと思っています。

また、特に今、恩根内川の問題がございまして、上流側に事業所が多々あるわけでございます。資機材を河川のそばに置いている部分がございまして、そういった部分の管理等についても今回指導させてもらいましたけれども、今後ともそういった部分の指導を強化していきたいと思っています。

実は事業者からそういった話の中で、町会などが毎年行っている清掃をするときに、その事業者たちも協力する中で、町会と一緒に清掃をしてはどうかと、逆にそういう提案もございましたものですから、その対応を含めて、そのあたりうちが窓口となってご相談していきたいなというふうに思っています。

菊地委員

ぜひ、その対策については今後も力を入れていただきたいと思います。

もう一つなのですけれども、委員長、理事の方に了解をとって持ち込ませていただきましたけれども、実は恩根内の川の水なのです。これが本流で、かなりきれいな水なのですけれども。これが砂防ダムから流れている本流、同じ水なのですけれども、ちょっと落ちてわきにひゅうっと循環する。循環する水となると、もうこのように濁っているのですよね。これが砂防ダムの上の方にある水なのです。こういう状態を見ると、私は恩根内川の水が必ず

しもきれいだというふうには思わないのですが、水質検査をした結果、あそこは飲めるぐらいのきれいな水だというふうな検査結果が出ているというふうにお伺いしたのですが、そのことについて環境部にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

（環境）環境課長

水質の関係ですけれども、菊池委員がそれぞれとったということで、ここからはよく見えないのですが、昔、土木を通じてうちの方で水質検査をした結果は、前に市長から答弁させていただいたA類型に該当する河川水だというふうのうちの方は判断しております。ただ、上の方については、調査もしておりませんし、あそこの河川は都市河川で、先ほど土木の方から答弁ありましたように、上の方に事業所、それから民家、そういうところから下水道も完備していないということで、当然生活雑排水が流れ込む河川ということでございますので、それも含めて以前に検査した結果ではA類型相当に該当するというところでございます。

菊地委員

私が一番心配するのは、恩根内川の水が飲めるかどうかということもあるのですが、あくまで勝納川の支流であって、その勝納川に注ぎ込む水であるからきれいにしたいというふうに思っているのですよね。近年、河川の親水機能という考え方が大きく広がっていますし、国の考え方としても、川をできるだけ自然の姿に戻して、人が川と親しむようにという、そういう改修が進められています。今度の勝納川の改修についても、そういう意味では小樽市民の生活に潤いを与えるものとなってほしいと思いますし、川と人が親しむという親水機能は本当に目的を果たすものになってほしいと思うから、そこに注ぎ込むいろんな支流についてもきれいにしてほしいというふうに考えて今回の提起をしているわけなのですが、あそこに行っている見る限りでは、そう簡単なものではないという認識も新たにしています。かなりこれは息の長い課題だと思っていますし、機会あるごとにまた問題提起もしていきたいと思いますので、皆さん積極的に受け止めて、一緒に考えていただきたいと思います。そのことをお願いして質問を終わります。

環境部長

後段で菊地委員がおっしゃいましたように、そう簡単な問題ではないというふうに思っております。やはりこういう水質の保全だとか、きれいにしていくといったことにつきましては、やはり地域の環境全体の問題を含めまして、さまざまな努力を通してきれいにしていくということになるわけです。ただ、先ほどから何回も言っておりますように、やはりここについては飲めるという、そういう水を求めているわけではないというふうに思っておりますので、この点だけはじゅうぶんご理解をお願いしたいと思います。

新谷委員

受動喫煙の防止について

最初に、健康増進法、受動喫煙の防止について伺います。資料をまとめていただきまして、この資料に基づいて質問したいと思います。

まず、上から市民部にお聞きしますが、喫煙場所がこのように書かれております。当然この中では分煙もされていると思うのですが、とりわけ市民会館、市民センター、公会堂については、会議室の喫煙は主催者の判断とあります。これは今回施行されました受動喫煙の防止からいっても、うんと問題があるのではないかなというふうに思いますが、この辺の改善はいかがでしょうか。

（市民）市民会館館長

ただいま新谷委員から、市民会館、それから市民センター、公会堂、現在は主催者側の判断で喫煙については任せるといったわけです。ただ、5月1日に健康増進法という形、要するに受動喫煙という問題がありまして、現在、職場の中では3館とも全室、会議室については禁煙という形で進めております。ただ、今、それにつけても市民セ

ンターについては分煙場所をどこにしようかといった問題もありますので、即というわけではございませんが、すぐ取りかかるところから3館とも確実に各会議室での禁煙という形で取組をしているところでございます。

新谷委員

この市民部の施設の中で、排煙の設備がされていないところはどこですか。

（市民）市民会館館長

今の3館でいえば、公会堂がございません。そういった点で、公会堂については分煙場所というのは検討できません。公会堂は木造ということもあります。あそこの部分については、いわゆる内外とも禁煙という形にせざるをえないのかなと考えてございます。

新谷委員

きちんと排煙の設備がされているかどうかという点で、そのほかの施設はどうですか。

（市民）総合サービスセンター所長

自分のところを申しますと、総合サービスセンターは本庁と同じようになっています。煙を吸い込む装置がついてございます。

それから、いなきたコミセンにつきましては、4階の一番角のところ、駐車場に近いところにそういう装置が置いてあります。たばこの喫煙のための装置は置いてありますけれども、窓はありません。

それから、銭函につきましては、入りまして庭のところに喫煙室を用意してございますので、そこで吸っております。これはドアやなんかはあけ閉めできますので、事務所のわきに区画された部屋でございまして、これちょっとまた想定しています。排煙ということより区分された部屋というふうな喫煙室という形になっております。

それから、塩谷のサービスセンターにつきましては、あそこは入口の最初の扉をあけて、もう一枚中の扉をあけると、分煙になってございますけれども、1枚目と2枚目のドアの間に部屋の用意がしてございます。これも表の玄関はあきますので、排煙装置はございませんけれども、排煙できる形で集煙というのですか、煙を飛ばすことはできます。

（市民）戸籍住民課長

そのほかの勤労青少年ホームですとか勤労女性センター、それから葬祭場、こういったところにつきましては、葬祭場は当然そこに書いてございますように、分煙システムというものがございます。それからホーム、センターにつきましては、喫煙所の近くに換気扇等を設けて、排煙できるような格好にはなっているというふうにとらえてございます。

新谷委員

勤労女性センターも換気扇ついてますか。

（市民）戸籍住民課長

そのようになっているというふうにとらまえてございます。

新谷委員

直接伺ったところ、何も無いというふうに聞いていたのですけれども、そういったとして、後で聞きますね。

それでは、福祉部はいかがでしょう。大体が喫煙場所を確保されておりますが、問題は排煙方法です。それがどうなっているか。されていないところはどこですか。

（福祉）児童家庭課長

私のところで所管しています保育所七つとさくら学園の関係です。建物の構造上、それぞれ喫煙所と分煙をとっている部屋はそれぞれ異なるのですが、手宮保育所を除いては全部換気扇を喫煙場所に設置しております。

それから、手宮保育所、喫煙場所は事務室ということに指定しているのですが、何か窓の幅の関係で換気扇が設置できないということで、空気清浄機を置いております。

（福祉）総合福祉センター館長

総合福祉センターでございますけれども、1階廊下部分、それから2階、3階、4階はエレベーターホールにそれぞれ喫煙場所を設けております。排煙ですけれども、現在のところございません。1階部分につきましては非常に利用者が多く、利用者からたばこの煙のことについて苦情が寄せられたこともありますので、先月末、業者と打合せをしております、集会室1階の入口2か所あるのですけれども、その1か所を喫煙室ということにして、今月中には1階部分につきましては、喫煙室がきちんと分煙になる予定でございます。

（福祉）社会福祉課長

稲穂4丁目でございます身体障害者福祉センターですけれども、玄関が自動ドアになっていまして、風除室といえますか、そこがセンターの喫煙場所ということになっておりまして、それから2階の事務所の前に小さな応接セットが窓の下にございまして、そこでたばこを吸えるということになっておりますが、利用者はほとんど限られているような状況でございます。ただ、分煙場所は指定しておりますけれども、排煙設備ということではございませんので、利用者あるいは協会と相談して、今後検討したいと思っております。

新谷委員

総合福祉センターですけれども、1階にできるだけですね。各階のは、どうするのですか。

（福祉）総合福祉センター館長

2階、3階、4階につきましては、喫煙利用者が非常に少ないこともありまして、それぞれホールわきに3メートルぐらい離れたところに一応窓はございますけれども、その利用状況とかを見まして実態を把握して検討していきたいと考えております。

新谷委員

実は、市民から、一月以上前になるのですけれども、総合福祉センターをよく利用される方なのですけれども、ここは子どもからお年寄りまでいろんな方が出入りするのですけれども、喫煙場所ですか、排煙がきちんとされていないということで、きちっとしてほしいという要望が出されておりました。児童の訓練施設が3階にあるということで、子どもたちも出入りするわけですから、ここは1階だけではなくて、各階それぞれきちっと排煙設備をつけるのか、それとも1階にまとめてするのか、この辺をきちんとすべきだと思うのです。この要望を寄せた市民は、小樽市の対応は非常に生ぬるいと、手ぬるいと、こういうようなことで要望を寄せておりましたので、やっぱり子どもたちも出入りするのですから、この辺はきちんとしていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（福祉）総合福祉センター館長

先ほどもお話し申し上げましたけれども、1階部分につきましては老人福祉センターということで、非常に利用が多うございます。実際、廊下部分で喫煙しておりますので、たばこが玄関の方まで流れてくる、そういう実態もでございます。たぶんそういうことでの苦情だろうと私は思っておりますけれども、1階部分に完全に1部屋区切って喫煙室を設けますので、それにつきましては改善されるというふうに考えています。2階、3階、4階、これにつきましては、実際、喫煙される方の数が少ないものですから、そのような影響はないものというふうに考えておりますけれども、受動喫煙防止ということであつたわれておりますので、窓を開閉するだけで解消できるのか、それとも新たな設備が必要になるのか、そういうことを実態を見ながら検討していきたいと考えております。

新谷委員

それでは、社会教育部にお聞きします。科学館だとか文学館、美術館、旧日本郵船ですね、それからプールもそうですけれども、これは全面禁煙にしているのですね。

（社教）社会教育課長

今、新谷委員ご指摘の施設につきましては、全面禁煙としております。

新谷委員

体育館はどうですか。

（社教）社会教育課長

体育館につきましては、1階のホワイエ、ロビーですけれども、喫煙コーナーを設けております。また、地下のロビーにも喫煙コーナーというものを設けております。

新谷委員

排煙設備はどうですか。

（社教）社会教育課長

体育館だけでよろしいでしょうか。

新谷委員

はい。

（社教）社会教育課長

排煙設備につきましては、体育館は地下ロビーの天井に排煙設備がついておりまして、地下については設備が整っておりますけれども、1階のホワイエについてはまだ排煙設備というのはございません。

新谷委員

体育館もご存じのように、子どもたちが絶えず使っている場所でもありますし、利用者が多いわけですから、直ちに排煙の設備を整えていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

社会教育部長

社会教育施設は、教育長からも答弁申し上げましたように、来年春以降に全面禁煙という形で進められております。そういった機会に問題のあたりについて整理したいと考えております。

新谷委員

では、先に戻ります。先に聞いて後からで申しわけありませんが、市民部の方がまだまだ窓をあけているからいいとかということで、排煙の設備が整ってありませんが、これに対してのこれからの対策はどうですか。全体的でいいです。

市民部次長

市民部につきましては、先ほどから戸籍住民課長と市民センター館長、それから総合サービスセンター所長からお話ありましたけれども、排煙がじゅうぶんなされているかどうかにつきましては、もう一度点検いたしまして、じゅうぶんでないところは排煙装置がふじゅうぶんな部分があるかどうかもう一回点検して、基本的にこの受動喫煙が防止されるような、そういった設備にさせていきたいと思っております。

新谷委員

ぜひそのようにお願いします。

それから、病院なのですが、第25条の中では、各施設と、それから病院のことも言われているのですが、第二病院では検討委員会をつくって病院内が全館禁煙になるように取り組んできたということなのですが、この第二病院は完全に禁煙にはできなかったということなのですが、今、実態はどういうふうになっているのですか。

（二病）事務局長

第二病院の禁煙の取組でございますけれども、4月から委員会をつくりまして検討を進めてまいりました。目標は院内禁煙ということでございましたけれども、最終的には、精神科病棟がございまして閉鎖病棟もございまして、患者様の禁煙ということになりますと影響もあるということで、精神科病棟を除いては院内禁煙ということに6月1日から実施をしております。

新谷委員

全面禁煙にはできなかったのですか。そういうふうに病院だよりに載っていましたが。

（二病）事務局長

当初は、全館禁煙ということで目標を立てましたけれども、先ほど申し上げましたように、精神科病棟という特殊な病棟がございまして、ほかの病院ですとか患者様の状態等を考慮しまして、この病棟は分煙という形をとってございまして、それを除いての院内禁煙ということです。

新谷委員

何かちょっと聞いたお話と違うような気がするのですが。それでは、職員の方はみんな禁煙ということですね。

（二病）事務局長

喫煙の場所を指定してございます。屋外でございしますが、3か所ほど、こちらで吸うように措置をしております。

新谷委員

それから、小樽病院の取組はいかがですか。

（樽病）総務課長

小樽病院の喫煙に関する部分ですけれども、現在、職員の部分につきましては、仕事の性質上、離れて吸いに行くということができないために、職場に隣接した部分で特定して二つほど設けてございます。また、入院患者様、外来患者様、また見舞客等の部分につきましては、皆さんご承知のとおり、正面玄関に入りまして左側の1か所、これが完全分煙という形で、中で換気扇を回して使用してございます。そのほか病棟におきましては、3階、4階、5階、6階と、それぞれ一、二か所程度、換気扇または空気清浄機を設置いたしまして、そこで指定して喫煙をしていただいているということで、それ以外の場所につきましては禁煙となっております。以上です。

新谷委員

第二病院の取組とか、それから新聞では札幌の厚生病院が全面禁煙になったということが報道されておりましたけれども、そういう取組は今後はいかがですか。

（樽病）総務課長

現在の状況からいたしますと、このたびの健康増進法の制定におきましては、全面的な禁煙といった形の方向性でございますけれども、何分にも施設が手狭ということで、完全になくして吸えなくすることでは早急に行くのですが、まだ吸われる方の部分がありまして、中間的には完全分煙の方向をとりたいというように考えておりますけれども、先ほど申し上げたように施設が手狭なために、今現在は院内の担当課で協議をしているというような状況でございます。いずれにいたしましても、完全に喫煙をさせないということになれば、それなりの事前周知を図りまして実施していかねばならないかというふうに考えております。

新谷委員

私はたばこを吸いませんし、病院の中で喫煙しているということが、どうしても病気を治すところでたばこを吸うというのはおかしいのではないかなという思いが続いていたものですから、できれば全面禁煙に向けてほしいなというふうに要望します。

それで保健所にお伺いしますけれども、今までさまざまなそれぞれの取組を伺いまして、緒についた感じだなというふうに思いますけれども、今後の取組として、これでいいのか、それとももっと禁煙に向けて取り組んでいくのか、その辺の感想とか、それから計画を教えてください。

保健所長

健康増進法で分煙が打ち出されていますということですが、保健所では、健康づくり21でもその目標は最終的に

煙のないまちをつくるということを掲げております。ですから、保健所としてちょうどこの4月、さらに健康増進法が出た、このスタートの年と考えております。最終的には、とにかく喫煙者がいるということ自体が問題だというのは、みんなが承知しているわけですが、その第一歩として完全分煙にも積極的に取り組んでいますので、そのためには喫煙者の意識改革というものも、どういう方法で説明するべきか、今後じゅうぶん検討してまいりたいと思います。

新谷委員

わかりました。

小樽公園周辺の駐車場の確保について

それでは次に、小樽公園周辺の駐車場の確保についてお尋ねします。

公園周辺の駐車場と車が止められる台数についてお知らせください。

（土木）公園課長

公園施設についての駐車場の台数をお知らせいたします。

公園には二つございまして、見晴台駐車場が25台、それから車両整備工場裏の第二駐車場が127台、合計152台用意しております。

新谷委員

今、公園内道路は日・祭日のみ公園側の片側だけ駐車禁止解除になっておりますが、この理由はどういうことですか。

（土木）公園課長

平成2年度から現在のような片側規制ということで、片側駐車できるような形になっているのですが、その辺の古い経緯というのは定かではございませんけれども、以前、全面駐車禁止にしたことによって、相当市民の方々からいろいろと苦情が寄せられたと。その後、平成2年度に、それらに対応すべく片側を駐車禁止解除したと、そのように伺っております。

新谷委員

この間、4月、5月のこの小樽公園周辺の施設の利用状況を調べてもらいましたけれども、多いときでしたら1,922人利用しています。すべて車で来るとは限りませんが、これだけ利用者が多いから駐車禁止解除してもらっているというのは、たいへん利用者にとってはありがたいことだと思うのですが、問題は平日です。こういうことがありました。5月16日金曜日、市民会館で花まつりが行われまして、子どもたちを連れのお母さん方がここに参加をして、駐車場がないということでつついそこへ止めてしまって、行事が終わって出てきたときには、一網打尽に駐車禁止のステッカーが張られてお金を取られたと。これはもちろん駐車する運転手としてのマナーというか、そういうつついっつうっかりというのは悪いことなのですが、問題は駐車場がないということなのですよね。

それで、ちょうど2日前、今、中体連とか高校野球の地区予選が開かれていまして、私、そこを通る用事がありましたので通りましたら、実に40台、両側に車が置かれていました。これは駐車禁止で違反になるわけですね。こういうことがありますので、何とか車の置き場所を確保してほしいというのが市民の皆さんの要望なのですが、公園周辺の車の置き場所の確保について、何か市として施策を持っていますでしょうか。

（土木）公園課長

催物等がございまして、どうしても土曜日、日曜日、祝祭日、そういうようなときにはバッティングして大勢の方々が来られるのかなというふうには思っています。

ただ、現在、第二駐車場の方の127台については、催物があればそちらの方に誘導できるのかなと。ですから、主催者側のある程度の配慮といえますが、その辺も含めると、ある程度の車両はそちらの方にも誘導できるだろ

うと。それから、土・日ですけれども、市役所の駐車場もあけております。それで、それらも含めると、どのくらい解消されるのかという問題はあろうけれども、相当良くなるのではないかなというふうに思っております。

ただ、全般にまだ公園周辺の駐車場の数が少ないというご指摘なのですけれども、ご存じのとおりあのような地形の中で、また社会教育施設だとか市民会館だとか、そういう施設が建っておりますので、長期的な考え方なのですけれども、小樽公園全体として古い公園の再整備のその中に当然、スポーツ、体育の問題だとか、駐車場の問題だとか、そういうようなものも位置づけていきたいなと、そのような考えであります。

新谷委員

長期的にはわかるのですけれども、現在こういうことでたいへん困っているわけですから、何とか日・祝日の駐車禁止解除の部分、ちょうど広い場所ありますよね、公会堂の向かい、グラウンド側まで、そこのところ、片側だけでも平日何とかならないのかなと思うのですよね。

視察でほかのまちに行ったときには、やはり公園、歩道、車道とあって、その車道の一部を車の置き場所に駐車帯にしていたところがありましたので、そういうことが可能ではないのかなというふうに思うのです。その点はいかがでしょう。

（土木）公園課長

これは、いわゆる道路の規制の解除というお話なのだと思いますけれども、その問題は可能かどうかは別にしまして、道路の広い部分もあるでしょうし、その辺を含めて、今後、関係部署の方と相談しまして、いずれにしても警察の方にも相談しようと、そういうふうに思っております。

新谷委員

警察の方に言うと何かすぐだめと言われるような気がするのですけれども、市として市民の駐車場確保のために何とかお願いしたいと思うのですけれども。

それで、見てきたときに、ふと気がつきました。弓道場、ここに10台ぐらい置ける場所があるのですよ。ここは関係者以外立入禁止という看板がかかっていたけれども、ここも何とか平日開放というか利用できるようにしていただきたいなと思うのですが、いかがでしょう。

（社教）社会体育課長

弓道場につきましては、確かに平日の利用の時間帯でございますけれども、通常、一般の方であれば仕事を終えた後で練習に来られる。それから、高校生とか大学生につきましても、やはり放課後が多く使われるという傾向でございます。それで日中は利用頻度は少ないということもございますので、今、委員が言われましたとおり、駐車スペースが10台ほどございます。そこを例えば市民会館を利用の方が使用できるかとか、そういった場合には、あいている場合は大いに利用された方がよろしいのではないかと、そういうふうに思います。

新谷委員

10台というと決して多い数ではないですけれども、少しでもあれば助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そのときに、何かわかりやすい方法というか、利用できますよということを一言書いておいていただければと思います。

国民健康保険の資格証明書について

国保の滞納、資格証明書のことについて伺いたいのです。国保料金の改定で65歳以上の方は非常に高くなったということで驚いております。そして、年金の引下げとか、介護保険料の引上げで、たいへん苦しくなっていますということが寄せられているのですけれども、また一方で、不況で仕事がなくて保険料がきついというご相談なんかもけっこう寄せられておりますが、今、今後払えない人がさらに増えるのではないかなと、たいへん心配されるのですけれども、そこで直近の資格証、それから短期証の交付、それと昨年同月比の数をお知らせください。

（市民）和泉主幹

国民健康保険の資格証、短期証の交付でございますけれども、直近、平成15年9月の更新でございますけれども、資格証が573、3か月証が400、6か月証が176の1,149でございます。それから、13年度同月で、資格証が318、3か月証が561、6か月が203の1,082でございます。資格証が昨年の同月の318から573に増えておりますが、その中には3か月証に該当して、窓口で留保して、取りにきてください、ご相談くださいという方に対して、去年は未交付状態が続いておりましたので、これを解消するために一たんは資格証を交付することによるものでございます。その数は268でございますので、全く納付のない資格証ということの比較でお話しいたしますと、本年度は305、去年は318という数字が出ています。

新谷委員

済みません。もう一度お聞きしますが、268世帯の、それは改善されたというふうに考えていいのですか。

（市民）和泉主幹

去年も議会の中でお話が出ていたのですが、資格証は納付が全くない者に交付しております。それから、3か月証は、50パーセント未満の者に交付しております。短期証は納付の交渉機会の確保ということで交付しておりますけれども、その際、窓口にご相談にお出でくださいということで働きかけているわけですが、それに応じられないまま未交付の状態が続いているということが昨年までありました。その間、資格証も3か月証も何もないという状態については、このままではいけないということで、まずは国民健康保険に加入しているという状態をきちんとわかるように、まずは資格証を交付しながら、3か月証については窓口で留保しておりますので、ぜひお出でくださいと、そのような形で対応しております。そういう資格証の交付の数が、今言いました268になっております。

新谷委員

それで、この305世帯の方は、全然連絡がとれないのか、どういう状態なのでしょう。

（市民）和泉主幹

資格証の交付305でございますけれども、そのうち常時不在という方、これが102、それから家族が居住しているのですが、なかなか滞納している世帯に会えないというのが30、行方不明等が57ということでございます。その他保険料を払いたくない、払わないということでの辞退が25ありまして、あとその他、納付の内容で失業その他の相談がされている、交渉中ということでございます。未分類、全くまだ接触できないでいるのは、この時点では47ございまして、鋭意、接触するように努力中でございます。

新谷委員

努力されているというふうには思います。

先日、ある病院を訪問しましたら、これは小樽市ではないのですけれども、後志の方で資格証明書を持っていて、病気が悪化して入院もできないと、こういう例を話されていまして、非常に心配するわけですね。資格証というのは悪質でない限り、この中には行方不明者もおりますので、ちょっと連絡はとれないと思いますけれども、やはり何らかの形で努力はされていると思いますけれども、病気になったときに悪くならないように先に病院にかかることが大事なことで、何とか少しでもちょっとのお金でも払ってもらう、そういう指導だとか、あるいは資格証の発行は良心のある人であればやめるべきではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

（市民）和泉主幹

病気とかその他特別の事情がある者につきましては、その事情を申立てを受けまして、本証を交付することはございます。実際には、病気にかかった場合にはという形で窓口で相談された場合には、納付の約束あるいは一時納付をすることによって3か月証を交付するとか、そういう形で大抵の場合には、実際に病院にかかるような状態になって相談された場合には、一部納付という形で解決するケースが多く、今、新谷委員がおっしゃられたような入院するのにかかれぬという、そういう方に資格証のままでいるようなケースは私どもは聞いたことはありません。

新谷委員

もうそろそろ終わりますが、これはよその病院のケースで、小樽の実態はちょっとわかりませんが、こういうことも相手と接触するときに、やはり教えていくというか、ぜひそういうことで、さらに努力していただきたいなというふうに思います。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、れいめいの会。

上野委員

時間かけないでやります。

保育所について

厚生の方で質問できなかった件、1点か2点、保育所について、まず質問を先にしますので教えてください。

公立では、45人規模の小樽市立の最上があります。それから、100人規模が銭函にございます。ここの収入はいいですが、支出はいくらになっているか、それから職員は何人いるか、この2点をお願いいたします。

（福祉）児童家庭課長

最初に、最上保育所の人員配置ですが、所長、主任保育士、それから保育士が5名、用務員1名、調理員が1名、そのほかの嘱託の保育士が1名、それから臨時の保育士1名、それから嘱託の調理員が1名、全体で12名です。それから、銭函の方ですが、ここでは先ほどと同じなのですが、正規職員が13名のほか臨時の保育士が3名、それから嘱託の保育士と調理員とで4名おります。

経費については、まず、最上保育所の方ですが、正規職員の基本的な本俸なり手当の関係ですが、14年の決算数字で見まして5,114万円、それから嘱託の報酬、臨時職員の賃金で509万円、それからあとの光熱費含めた管理経費が637万円、ごめんなさい。最初の正規職員の。

上野委員

支出の合計でもいいです。

（福祉）児童家庭課長

総計で最上保育所の場合ですと、6,342万円ほどになります。それから、銭函保育所の関係では9,855万円ほどになります。

上野委員

それから短大ないし専門学校を出て二十ぐらいに入ると、30歳の人件費、これは市の職員でございますので全部同じだと思いますので、30歳の職員の給与、年収をお願いします。

（福祉）児童家庭課長

保育職の場合でよろしいですか。

上野委員

保育さんでいいです。

（福祉）児童家庭課長

具体的には、短大を卒業して10年間勤務しますと、30歳ぐらいということになります。それで、本俸、期末勤勉手当、寒冷地手当、特殊勤務手当という、そのほか通勤手当とかいろいろその辺は個人差が出ますので、今申し上げました基本的な本俸手当の関係で言いますと、おおむね年収で428万円ほどになるかと思えます。

上野委員

あと私一方的にしゃべらせていただきます。

今、公立と私立、公立は小樽でやっている保育園、それから私立は、今、13園ございます。最上の同規模で、私

立の場合はだいたい年間の支出が五千五、六百万円、それから錢函とだいたい同規模、100人規模でだいたい九千二、三百万円という支出の額でございます。それから、人件費におきましては、これは個人差がございますけれども、約30歳の場合は私立の場合は約300万円、これ私の調べた範囲でございますので、間違っている場合がございますけれども、約300万円ぐらいでないかなというので、この辺で公立と私立との差がかなり出てきています。なぜ私がこれを質問したかということ、今現在、公立の保育園、定員が555人、それから入所者が540人です。約10人減でございます。それから、私立の場合、900人の定員で、現員、現在入っているのは980人いるのです。小樽市立が減で少なくても私立が多いということは、これはどういう、地域的な問題とかいろいろございますけれども、こういうことを加味しまして、幼稚園との関係いろいろございますけれども、今後、やはり民間にできるものは民間というような、今、市長の方針でございますので、保育園もすぐにはできませんけれども、今七つある公立の小樽市立の保育園を民間に移行していくことがもう来ているのではないかなというような考えで、これを質問したわけでございます。総合的に私の質問に対して、福祉部長、もしあれだったらだれか、この部門はこれで終わりますのでお願いいたします。

福祉部長

先ほど来、吹田委員の質問と同様な趣旨のご質問でございます。今現在、私ども市の健全化計画の中でもいろいろ議論してございまして、第一義的にもサービス低下は起こさない形でいろいろ進めようというふうに思っております。児童福祉施設、さくらを含めまして、保育所、その他いろいろあるわけですが、これらを通してそれらを総合的に検討を進めてございます。時間がまだかかる部分もあるでしょうし、いろいろやる中で、今おっしゃったようなことも含めて、私どもは検討していきたいというふうに考えております。

上野委員

どうぞ前向きな姿で、これを検討してください。

港湾の観光開発について

次に、今日は予算委員会最後になりますけれども、ちょっと夢を語らせていただきます。

実は、私こういう絵をかかせていただきました。皆さんのお手元に、これをコピーしたのが全員でございませぬけれども、関係部署に。私、青年会議所を20年ほど前ずっとやりまして、約10何年間いろいろ小樽をどういうふうにしたらいいかという構想を立てた一人でございます。我々が青年会議所のときに自然の村をつくらうというので、私も青少年の関係で運動しました。おかげさまでできました。やはり夢がなければ小樽のいろんな問題は実現しないと思います。

今回、予算委員会でも、経済の問題でいろいろ第3号ふ頭、第2号ふ頭、海辺の周辺の開発のことについて質問がたくさんございました。私もこのような絵を私の友人にかいていただきました。これまともにいったら10万円ぐらい取られるのですよ。上野が言うのだからかいてやるというので本当にかき賃ぐらいでいただきましたけれども、私がなぜこの絵をかいたかということは、これも今までの予算委員会でも出ていますけれども、「港湾の空間アドバイス会議」、こういう本が出ています。それから、これたいへん大事なことなのですけれども、「後志地域観光交流空間づくりモデル事業基本構想」というのが出ているのです。これはなぜかということ、日本で北海道、この後志地区、そしてそれともう一か所、福井県の能登半島に、地域のモデル地区をつくるという構想が、今、実際のところ出ているのです。やはり小樽としましても、この構想に乗らなければ、港の開発、観光開発はできないと思うのです。先駆けてやはり後志の小樽が大きな市でございますので、一番先に海の観光、未来の観光をぶち上げるのが、私大事だと思います。

先般も、横浜の「みなとみらい」、桜木町から港にかけての大ふ頭といいますか、たいへん立派なものでございます。それが横浜は大都市でございますけれども、もう実現しているのですよ。あそこの大ふ頭の中には観光船が着きまして、中にはもう1,000人、2,000人、3,000人ぐらい入る大規模な屋上、屋内の体育館、多目的システム、

それから文化施設システム、市民が、そして東京近辺の方が土日になると、もうびっしりあの「みなとみらい」に
来ています。これは大変なことでございますけれども、小樽も国の事業をいろいろ考えながら、大きな意味でもう
そろそろ港のことをぶち上げる時期に来ていると思います。

市民会館ももう老朽化して、あと10年ももてばいいのではないかなというような話も出ていますので、市民が上
の方に上っていくより下におりていく、お年寄りが坂をおりていくことは行けます、帰りは少々しんどございま
すけれども。そういう意味で、港を文化的な、またいろんなシステムを港に活用するというので、このような、も
う一回見せます。もしあれだったら市長さんのところに張ってもらえばいいのですけれども、市長さんも大変だと
思いますので、私の部屋に張っておきますけれども、こういう未来を描きながら、我々議員としても実現に向けて
考えています。

これにつきましてはなかなか答えはもらえませんが、企画、それから観光、港湾、各担当者の方、最後に
市長さん、4人の方に答弁をいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

企画部長

第3号ふ頭の基部と、ふ頭用地を中心にした観光船を中心とした構想と申しますが、イメージ図なのですが、
も、企画部としては基本的には小樽市というのは港湾機能なり港湾のそういった土地利用というのは、小樽市のま
ちづくりとしては極めて重要な位置づけをしていかなければならないものだと、本当に思っております、しか
しながら、港湾機能だけでもあれでしょうし、都市機能をその中にどんどん持ち込むということ自体が、港湾全体
のバランスの問題として検討をしていかなければならないのではないかと申しております。いずれにしても、基本
的には港湾を港湾計画という中で、物流としての機能、それから観光港としてのこういった機能を持つかという、
こういった調整をしながら港湾計画が立てられていると思いますので、そういう部分も含めて、小樽市全体のまち
づくりの構想というものをつくっていきたくて、そういうふうを考えておりますので、ひとつ上野委員のその考え
方として、検討していきたくて思っています。

経済部長

観光の視点でのお話をいただきました。今、求められている観光というのは、よく言われていますのは「安らぎ」
とか「いやし」と言っていますので、いわゆる「水」だとか「港」だとかというイメージというのは非常に大切な
要素であると。特に今回ご提示いただきました案を見させていただきましたけれども、中にはランドマークがあり、
交流空間があり、緑の空間があり、ガス灯があり、まさに今の小樽のイメージというのですか、小樽の求める観光
のイメージのものが網羅されているわけです。私どもとしては、この第3号ふ頭周辺というのは、大切な観光資源
の一つであるという認識を持っておりますので、そういう意味では大切な一つの考え方だと思います。

ただ、今、企画部からもお話ありましたけれども、港で業をする方だとか、港で働く方だとか、そういった方々
との調整というのは、また大事な部分で、これから港湾部からもあろうかと思っておりますけれども、そういったもの
の調整をさらにしながら、これからの小樽観光のいま一つのグレードアップのためには、構想づくりというのは、や
っぱり将来こういったものが打たれば非常にいいというイメージを持っております。

港湾部長

いただきましたこのイメージ図、真剣に拝見させていただきました。まず、何を行うにもお金が右から左に行き
ませんが、決して夢をつぶす気はさらさらありませんけれども、このことがあったわけですし、二つ目にいきまし
て、目にしました。一つは、私の職場がないなあと思いました。これ大事な部分なのですが、北防波堤のところ
に、まず目が行きまして、申しわけないです。やはりこれは小樽港の生命線、さらには都市機能の根幹をなす、この北
防波堤。徐々に老朽化していきまして、この対応も考えていかなければならないと、まずこういうところに目が
きました。

それで、本題の第3号ふ頭、それとその周辺基部、周辺の質問でございます。今、企画部長あるいは経済部長が

らもありました。やはり何度も申し上げますけれども、私どもとしましては、小樽港、要するに港湾、物流機能というものを、これが当然充実していかなければならない、これを第一義的に考えていくのは従来からの考え方でございます。それと、やはり小樽港の観光地との隣接している位置特性、こういったことも生かしながら、親水空間、これらバランスある発展が当然望ましい姿であると、こういうふうを考えているところです。

したがいまして、今後、広く市民の方々、いろんな角度から、この第3号ふ頭周辺につきまして、まず語り合う場面というのが出てくるといふふうに私ども考えておりますし、先ほど委員もおっしゃいました、昨年度、港湾空間アドバイザー、そういったものが最近まとめられたという一つの構想図もありますし、さらには今年度、港湾業界の方々との意見交換も行う予定になっております。これは小樽開発建設部が主催して、小樽市も当然入る中で、そしてニーズをいろいろ把握し、さらには市民アンケートも実施していくと、こういったことの予定が今考えられておりますので、そういった中で私ども市としまして、各関係部と一緒に、よく市民の皆さんといずれお話し合いの場は持っていただけるだろうと、こんなふう考えているところです。

市長

ただいま第3号ふ頭の再開発と申しますが、こういう形はどうかというご提言でございますけれども、私どももあそこの第3号ふ頭には大型の観光船が入ってくるという状況の中で、何とかあそこを特区にならないかということで、そういう申請をしました。実は特区申請をしたのは、現に港湾活動をやっていますから、それとの調整と申しますが、そういう意味での構想を示して、特区でなくても対応できるのではないかという話があって、それはそれで終わりましたけれども、一つはやはりこれから日本の観光というものは国を挙げてこれに取り組んでおります。言われているように、フランスを訪れる観光客が7,000万人以上、日本は五、六百万ですか、四、五百万ですか、そんなことで、政府もとにかく外国人旅行者を増やそうという、そういう意気込みで進んでいます。

そういうことを考えますと、やはり一つは先ほどございました後志との連携をどう深めていくかと。これでもう既に申請をしましたけれども、小樽・後志地区を観光交流ゾーンということでの指定を受けようということでは、もう既に取組をしています。さらに、それに加えて、第3号ふ頭も何とか再開発をして、こういった親水機能と申しますが、あるいはまた観光船を呼び込むような、こういう施設にしていきたいという気持ちはじゅうぶんあります。

したがいまして、来年度に向けまして国ともいろいろ第3号ふ頭の再開発の問題については協議していきたいと。できれば、こういう絵姿は別にして、何とか貨物関係は他のふ頭へ集約し、そして第3号ふ頭はこういった親水機能のある、潤いのある地区にならないかなという、そういう希望は持っております。それぞれ各部長から話がありましたけれども、港の全体の問題もありますから、そう簡単ではありませんけれども、一つは第3号ふ頭の基部がたまたま、今、こういう状態になりましたので、基部含めてふ頭の部分もあわせてこれからいろいろと検討していきたいと、こんなふうに思っております。

上野委員

ありがとうございました。夢が実現するということは、これはもう我々人間としての、いつも思っていることでございます。どうぞ夢でなく実現に向かって、できれば市長も私も目の黒いうちにそれができればいいなというような思いでございますので、ともどもに努力したいと思っております。ありがとうございました。これで終わります。

委員長

それでは、れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブ。

森井委員

市民クラブ、森井秀明です。休憩もなくお疲れだと思いますが、もう少しおつき合ください。よろしくお願いたします。

海岸保全を見据えた行動について

最初は、昨日の建設のときにもお話しさせていただいたのですが、私の方から資料を皆さんの方にお渡しいたしました。ある水上バイクの雑誌の一部記事なのですが、こちらは琵琶湖の方の関連記事で、水上バイクの雑誌ですので水上バイクに基づいたお話なのですが、簡潔にお話をしますと、水上バイクの方々がいるんな地域からいらっちゃって、本当にある一部のマナーのない、ルールを守れない方々によっていろいろな問題が発生して、その地元の方々が受け入れたくないというようなお話から、いろいろなことをまちや市に訴え続けて、一度規制がかかりかけたところを、地元の、いわゆるモラルある、前々からそこを利用されている方々が、それではいけないのではないかということで、一部緩和していくというようなお話の流れなのですが、これは湖のお話ですが、私自身、今まで小樽市に携わらせていただきまして、今、小樽市でこういう問題が生まれつつあるというか、もう既に発生してきていると自分自身考えております。湖と海では規制方法とかいろいろ変わってくると思いますので単純ではないのですが、やはりその海を小樽市自身、多大な面積で抱えておりますから、その海をしっかりと見据えて考えていきたい。とすれば、小樽でも同じように、地元の方々、いわゆるそういう海に面して、ルールある、モラルある立場で海に接している方々もたくさんいらっちゃいまして、その方々が少しずつそういうモラルのない方々に対してモラルを持とうよと言い始めていることも事実です。

また、海に関しては、先ほど不法投棄の問題とかのお話もありましたし、また浸食における海岸保全という面でも問題が発生してきております。そういう部分から考えて、もっと観光都市・小樽、港湾から始まり、やはり海に常々恩恵を受けてきた市であると思いますので、港湾だけでなく、もっと海岸線全体を見据えた行動をとっていきたいという、自分自身の今の議員としての意思を皆さんに伝えたいと思ひまして、こちらの方を配らせていただきました。こちらの方は質疑ではなく、今後、いろんな形で質問をしていくかと思ひますので、この点について改めてお願いしたいと思っております。

時間の方もあまりないかと思ひますので、早速質疑の方に入らせていただきます。

市町村合併について

1件目です。これはぜひ市長にお伺いしたいのですが、市町村合併の問題についてなのですが、単純に市長自身が合併をする意思があるかないかという心づもりだけをお伺いしたいと思っております。

市長

合併をする意思がないかと。相手はどこなのだということもありますから。

基本的に市町村合併というのは、そこに住んでいる住民がどう判断をするかと。今の地方分権の時代とか、財政がこういう状況の中で、これからのまちの存立をかけて、自前で生きていくのか、あるいは隣と合併して生きていくかという、そういうことを考えなければいけない時代だと思ひます。そういう判断をするのは、やはりそこに住んでいる人方がどう判断していくのか。小樽はたまたま赤井川村という話が道の合併パターンでありまして、北後志では余市町を軸にして小樽を除いた5町村と、二つのパターンが示されて、昨年たしか5月に6市町村で勉強会をやりましょうということで勉強会をしてきました。いろんなメリット・デメリット、いろいろな研究をして、最終的にその研究会はなかなかこのままではまとまらないから、道の合併パターンによって区分けして検討しようということになりまして、小樽は赤井川村と、そして残った5町村が赤井川も含めて研究会をやってきました。小樽と赤井川村については、赤井川村の方の住民の意向というのがはっきり見えないと。一部の方がちょっと話がありましたけれども、全体としての意思はわからないのだと。それから、余市、仁木、古平、積丹と、そこのパターンもありますから、そんなことで小樽と赤井川の関係につきましては、そこで一たん中断しました。あとは今残った5町村が合併の任意の研究会、協議会をつくって、合併についての検討を始めています。ですから、それぞれの町村がこれからどう生き延びていくか、その住民の判断がどうなるのか、そういったことを見据えてそれぞれの市町村が判断すべき問題だというふうに思っております。

したがって、うちが積極的にどこと合併したいとか、それからどこかに話をかけていくということは今のところは考えておりません。

森井委員

今までの経緯もあわせて話していただきまして、本当にありがとうございます。

私自身、なぜこれを質問させていただいたかと言いますと、今、国の方の推進上で、やはり特例法という形でいろいろな合併をいわゆる17年の3月31日までに行った場合は、その特例法に値するような形でというようなことで推進をしておりますが、17年3月というのはもう2年を切っております。今、市長の方から、市民の方々の声をというようなお話もありますが、その中でやはり市民の判断を受け、またいろいろな協議の中で市民に対する説明、そして市民同意を得て合併をしていくということを考えますと、時期は今もうかなりぎりぎりなのではないかと。ただ、それは17年3月31日だということを期限として考えたならばですけれども、しかしながら、その特例法において、財政の部分で基本的には合併に対する予算ないしそういうものに対する援助というような形のものが大半ですが、そうではない、財政に対して直接かわってくる内容のものもあるかと思えます。ですので、やはり合併をもしするのであれば、市長としては市民の方々といろんな形の協議はもう既に行われていると思いますが、ある程度の方を見据えた中での動きがあればなという思いの中で、今回は質問をさせていただきました。

本当に自分自身、これはぎりぎりの時期ではないかなと思っておりますので、もし合併するならばするということで、やはりいろんな形の経緯として、今までは赤井川村の方からのアプローチということもあったかと思えますが、そういう中での判断もさらにもっときめ細かくそろそろ言っていたきたいなという意思の下で質問をさせていただきました。答弁ありがとうございます。

不登校生徒について

それでは、次の質疑に入らせていただきます。

教育問題についてなのですが、現在、小樽における不登校の生徒、引きこもりの生徒、全く別形態だとは思いますが、どれぐらいの方が小樽市にいらっしゃるのかということをお聞きさせていただきます。

（学教）指導室長

不登校児童・生徒にかかわりましてのご質問でございますが、まず不登校児童・生徒でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因とか、背景によりまして登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたものでございます。

委員からのご質問は、平成14年度における小樽市での状況ということでございますが、平成14年度でございますが、小学生約6,800人のうち20人、中学生につきましては約3,700人のうち66人となっております。これは全体の児童・生徒数の割合で見ますと、全国的なデータでは平成13年度で、若干、1年ほど古くはなりますが、全国では小学生が275人に1人、0.36パーセントとなっております。ところが小樽では、約339人に1人、0.30パーセントとなっております。また、中学生につきましては、全国が36人に1人、2.81パーセント、小樽の場合は約58人に1人、1.7パーセントとなっております。全国と比べて小樽の不登校児童・生徒数の割合は低いものとなっております。また、減少傾向にあります。依然として予断を許さない状況にあるものと受け止めているところでございます。

森井委員

この86名の方々に対する対応というか、そういうものを教えていただければと思います。

（学教）指導室長

基本的には、不登校児童・生徒への対応ということでございますが、各学校の対応が基本となろうかと思えます。各学校におきましては、学級担任などが学校だよりとか学習プリントなどを持って家庭訪問を行い、家庭での生活の把握に努めているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒が学校生活になれる準備をし、学校への復帰を手助けするという目的のために、学校適応指導教室を愛称「ふれあい教室」と呼んでございますが、教育委員会内に現在設置しているところでございます。これは平成6年度に設置して以来、今年で10年目を迎えたところでございます。

森井委員

私自身、教員を目指していた時期もありまして、どうしてもこういうところに目が向いてしまうことがありますから、まだまだ小樽市の現状ということ自体としては、自分自身まだ認識不足な部分もありますので、この点に関しては今後もいろいろな形で見していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

庁内LANについて

次の質疑に入らせていただきます。

庁内LANのお話をお伺いしたいと思っておりますが、庁内LANについての進行状況または効果・効率などについて質疑をさせていただきます、ひとつよろしく願います。

（総務）情報システム課長

庁内LANの整備の進行状況及び効果についてでありますけれども、庁内LAN、平成13年度より整備を開始しまして、13年度終わりにはインターネットとの接続を行いまして、14年度当初より本格的な運用を開始してまいりました。現在、庁内LANに800台ほどのパーソナルコンピュータを接続して運用しております。

庁内LANでどんなことができるのかということは、まずメールやインターネットのホームページの閲覧を主としたインターネットの接続と、それから情報共有を行うためのファイルサーバという機械、それから庁内での情報を共有するために庁内向けのホームページを設定していますサーバを設置して、情報の共有を図っております。その庁内向けのホームページでは、基本的には市長からのメッセージ、それから行事日程表、会議室の予約状況と気象情報、小樽市の例規集といった、そういったデータを提供しているというところで、今後もそれらの中身、コンテンツの充実を図っていききたいというふうに考えております。

効果でございますけれども、まずはそういうパーソナルコンピュータ1台では一人の仕事のIT化普及効果がありますけれども、こういう庁内LANということで、ネットワーク化したパーソナルコンピュータでは、組織の仕事改革していくというような効果があると思っております。まずは、メール等を使いまして、情報を伝えるというスピードが格段に、それから情報を伝える範囲が大きく拡大しておりますので、情報が早く伝わり、そして意思決定を早くする効果があるというふうに考えています。それから、情報の共有ということで、各種の情報を多くの職員で共有していく中で、これからの仕事を進めていくということが出来る。それから、庁内LANでそういうメールとかを使うことによりまして、従来、紙で印刷して配布していた書類が多く、今、メールにかわってきております。そういう意味でペーパーレスということの効果も上がってきているというふうに考えております。以上です。

森井委員

いろいろな部分で効率化されてきていると思います。やはりこういうことが少しずつ発展していくと、もちろん人と人との接するということもすごく大事ですし、そういうことも忘れない状況の中で、こういう効率化をずっと図っていくべきではないかなと強く自分自身も思っております。小学校や中学校でも、今、パソコンを導入するという流れの中で、やはり庁内においても、もっともっとこの部分における発展度は必要なのではないかなと強く感じまして、こちら質問させていただきました。これからは、こちらの発展の度合いを自分自身見たいなと。自分自身あまり得意ではないので、少しでもこういうことを情報として得て、自分自身も扱えるようになればと思っております。

高雄ビル前の歩道橋について

次の質疑に入らせていただきます。

昨日の建設において、自民党の佐々木茂委員より歩道橋についての質疑が一つありまして、それに伴って私自身

も質疑というか、お話をさせていただけたらなと思っております。

歩道橋なのですが、たくさん歩道橋のある中で、高雄ビル前の産業会館のところにある歩道橋に関してなのですが、たまたま自分自身が耳にしたお話で、視覚障害者の方がその歩道橋に対してぶつかったことがあると。それが実は一例ではなくて、二度三度というようなお話を耳にしました。自分自身は目が見えますので、見えない方の状況とか気持ちとかというのがつかみきれなかったのですけれども、歩道橋自体がやはり歩道の大幅な部分を占めているということは、やはり目の見えない方本人のお話としてありまして、今現在、いろんな中心市街地活性化、街なか活性化の対策室等いろいろありますが、その中にバリアフリー化を推進していきましょうということで、段差をなくしたりとか、見えない方のために点字等をいろいろなところに設置したりとかをしていると思うのですが、その中でそういう、物を撤去したりとか、物をなくすということにおけるバリアフリー化もそのお話を聞いたときにあるのではないかなというような感覚がありました。特に歩道橋は、それぞれで役割があるとは思いますが、商業の活性化のために、動線をつけるために歩道橋等を設置されたというような経緯が多々あったと思いますが、現在の高雄ビル前の歩道橋に関しては、もともとそういうものに基づいた政策であったがためにできたものだと思いますけれども、今その機能がかなりないような状況になっている中で、そのまま残しておく効果がどれほどあるのかというのは、確かに疑問点があるのかなと思います。

ただ、市として、範囲のある歩道橋ではなく、国道をまたがっておりますので、それを撤去するというお話になるとかなり厳しいのかなというのは、昨日の質疑の答弁に対してとても強く感じたのですが、そういうところも、そういう厳しいような中でも一つ一つクリアをしていけたらということを感じましたので、こちらの方も答弁をいただくということではなく、自分自身の思いとしてお話をさせていただきました。

ごみの資源化・減量化について

次なのですが、これも昨日なのですが、建設のときに、街なか活性化における本を読ませていただきました。その中において、ごみ資源化、ごみ減量化についてあったのですが、その1項目に分別ボックス、また廃棄ボックスを市の中で設置していきたいというような文章が書かれておりまして、それを活性化対策室の方に質疑をしたところ、委員長の方に所管が違うというようなご指摘も受けましたので、環境部に改めてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（環境）廃棄物対策課長

街なか活性化計画の中におけるごみの減量化、資源化についてであります。この中では実施主体が市と民間ということになってございますが、この役割分担といたしましては、市においては事業所における適正なごみ処理ということで、ごみの処理に係る指導方針の作成や、それから排出者、事業者に対する指導等を行うという役目を持っております。それから、民間においては、市の指導の下に適正なごみ処理をするという、そういう役割の中の位置づけの説明かと思えます。

森井委員

確かにそのような位置づけとしていたとは思っておりますけれども、その計画の中にそのように設置をしていこうというような文章が書かれている以上、やはりそういうことに対する推進や呼びかけなどはどんどんしていただきたい。特に自分自身、やはり駅前等いろんなところを歩いているときに、ごみというのは相当落ちております。これも一部のモラルのない方々が捨てているというように思われますが、実際まちの中を歩いていてごみ箱があるかという、なかなかないですね。観光客の方がごみを持ち歩きながら観光するかというと、やっぱりどうしてもそれをどこかに捨てたいという思いが必ず出はるはずだと思います。しかしながら、それを捨てる場所がないというのは、やはり気持ちとして、手放したい気持ちと捨てたい気持ち、かっとうの中で捨てられてしまう方も時にはいらっしやるのではないかなというふうに思いますので、できればその推進は環境部と、そしてまた活対室の両方で、いろんな形で事業所ないしそれだけではなく、いろんな範囲においての推進をしていただければなと思

ますので、よろしく願いいたします。

不法投棄について

最後になります。本当に時間の方申しわけないのですが、最後は通告していないのですが、先ほど公明党の佐藤委員からいろいろお話があった不法投棄のことで、自分自身の思いがありまして、全然この会議における答弁という形ではないのですが、一言だけお話しさせていただければなと思っております。

ある国において、環境に従事している、とてもしっかりとした国があります。その国においては、ごみに対する環境というか、自然に対する思いがすごく強く、例えば廃棄するのにどうしてもお金のかかるもの、例えば日本であればタイヤ、家電、また電池等、たばこであればフィルターの部分とか、そういうごみの処理に係るものに対して廃棄するのに大変な部分というものを持ち合わせているものに対しては、ごみというものに対しての値段をつけるのではなく、販売時に値段をつけるのですね。実際、その販売時に値段がついているので、電池とかそういうものに対しては、日本とは格段に値段が高いです。そのかわり、その処理が簡単なもの、いわゆる食べ物、野菜等に関しては、逆にそういう税金等、そのころは法律とか何も考えていないで客観的に見ていたので、国としてそういうふう動いているかどうかというのはわからなかったのですが、そういう食べ物に関します税金というのはとても低く、すごく割安で食べることができます。

日本の場合は、どうしても処分するときに方法として必ずお金がかかりますので、その処分に対しての、いわゆるごみというものに対してどうしてもお金をつけざるをえないような状況になっておりますが、これから例えばごみ有料化の問題に対して、市も考えていかなければいけない時代が来るのではないかなと思っておりますが、ごみそのものに値段をつけると、また不法投棄が広がる可能性が出てくるというふうに自分個人としては考えております。ですので、できればごみというものだけではなく、例えばせめてごみ袋に値をつけるとか、またはできればやはりごみそのものではなく、物を売っている新品のそのもの自体にごみを処分するための経費としての予算をつけるとかというようなことを、これから市でそういうお話がある中で考えていただけたらなと思います。こちら答弁ない状態でももちろん問題ないので、最後、自分自身の気持ちとしてお話をさせていただきました。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時55分

再開 午後 4 時25分

委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第1号及び第4号、第5号、第8号に反対の討論をします。

予算の中には、我が党が要求してきた「障害児の学童保育開設の予算」や「70歳以上の高額医療費支給申請の簡素化の予算」、また女性議会で提案のあった「こどもの国にバリアフリー対応のトイレ新設」など市民要望にこたえたことには賛成できる点もあります。

しかし、予算編成において、収入見込みのない市税滞納繰越金を予算に組み入れた予算編成は、歳入欠陥になるおそれがあり問題です。しかも、長年、制度として確立してきた「ふれあい見舞金」や生保受給者の入院見舞金の予算も議会にも諮らず打ち切ろうとしました。古沢議員の質問により生保見舞金の夏分については支給されることになりましたが、今後も財政健全化を理由に福祉を切り捨てることは認められません。

こうした一方で、質問で明らかになったように、石狩湾新港には18年度以降、3億6,000万円の新たな負担にこ

たえようとしておりますが、このような支出はまた市財政の圧迫にもつながり、市民サービスがさらに悪くなることも懸念され、やめるべきです。

議案第4号及び第8号は、中央通区画整理事業にかかわるものですが、この地域では56件も転出があり、新たな空洞化を招いていることも指摘せざるをえません。

また、議案第5号住基ネットカード発行手数料条例ですが、我が党は住基ネットには反対です。

以上が反対の理由ですが、詳しくは本会議で述べます。各会派の皆さんの賛同をお願いして、反対の討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第4号、第5号及び第8号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これも副委員長をはじめ委員各位、市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたします。意をじゅうぶん尽くしますが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。